

「大阪維新」プログラム(案)

# 財政再建プログラム(案)

平成 20 年(2008 年)6 月

# 目次

財政再建の考え方	1
1 財政危機の要因	3
2 国への要請	6
3 改革の期間	9
4 改革効果額	9
5 改革の内容	
・ 事務事業	10
・ 人件費	51
・ 歳入の確保	54
・ 出資法人	58
・ 公の施設	72
・ 主要プロジェクト	82

## 財政再建の考え方

### 【理念・目的】

- 平成 20 年度から、①減債基金からの借入れをしない、②借換債の増発をしない、ことを前提に「収入の範囲内で予算を組む」ことを徹底する。
- すべての事務事業、出資法人、公の施設についてゼロベースでの見直しを行うことにより、景気変動に左右されやすい税収構造の下でも、将来にわたって自律的・安定的な行財政運営を行い、財政健全化団体にならないよう、財政構造改革に着手する。
- これまでの施策のあり方を再点検し、以下の観点から再構築する。
  - (1) 府の役割を最適化
  - (2) 持続可能な制度設計
  - (3) 施策効果の最大化

### 【再構築の具体的指針】

#### ① 民間との役割分担

- ・ 本来に行政にしかできないことなのかを精査し、民間でできることは民間に委ね、府は民間ではできないサービスを担うことを基本に施策を選択する。
- ・ 公共性のあるサービスに企業や NPO、住民団体などが積極的に参画できるような条件を整える。これら様々な主体がその力を発揮することで、最適なサービスの量と質を確保できるよう、官民協働の仕組みを構築する。

## ② 市町村との役割分担

- ・「住民に身近なサービスはできるだけ身近な市町村で」という原則を徹底する。府は広域的視点からの調整や補完など府域トータルで行うべき役割を果たす。
- ・基礎自治体である市町村がその力量を発揮できるよう、補助金の交付金化をすすめるなど、広域的・専門的観点から人材やノウハウの提供等を通じてバックアップする。

## ③ 団体との関係の見直し

- ・出資法人や補助対象団体に対する人的・財政的な府の関わりについて、それぞれの団体が自律性を発揮するよう抜本的に見直す。

## ④ 持続可能な施策構築

- ・真に必要な人に、必要なとき、必要なサービスを。そのための制度・施策が持続可能なものとなるよう、所得の高い人にはその負担能力に応じた負担を求め、又は一定の所得制限を設けるなど、真に必要な範囲にセーフティネットを再構築する。
- ・サービスの対象となる人や施設を利用する人に偏りが生じていないかを点検し、サービスを利用する人とそうでない人との負担のバランスが確保できるよう、適正な受益者負担を求める。

## ⑤ 施策効果の検証と説明責任

- ・施策を実施することによる効果を検証し、効果を裏付ける根拠を府民にきちんと説明する。施策の目的に合理性があったとしても効果を検証し、その根拠を説明できなければ一旦見直し、効果のある施策を再構築する。

# 1 財政危機の要因

長期にわたる税収の低迷、経常的な歳出の増加に加え、地方交付税等の削減や税制の見直しにより厳しい財政環境が継続。

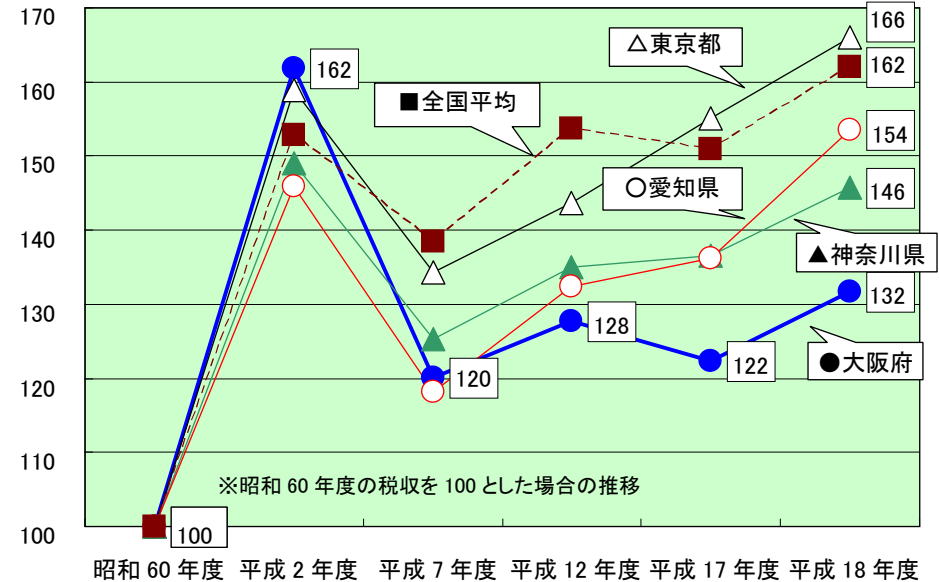
減債基金からの借入れなど負担の先送りといえる財政手法に頼ってきたことが、そうした環境に適応できる歳入に見合った歳出構造への転換の遅れにつながった。

## ①府税収入の長期にわたる落込み

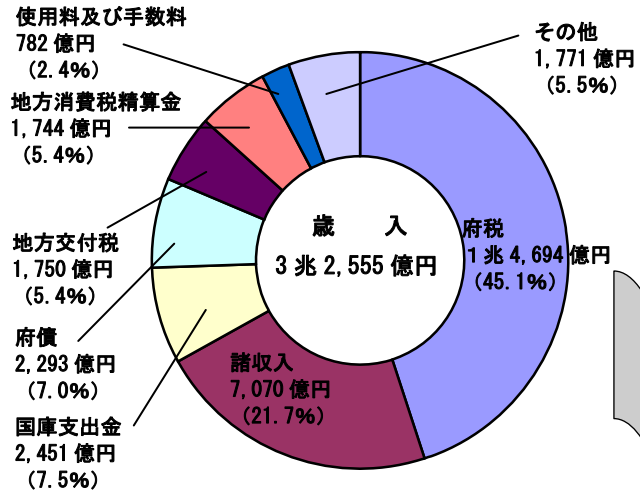
府は他の都道府県に比べて歳入に占める府税収入の割合が高く、中でも景気変動の影響を受けやすい法人二税（法人事業税、法人府民税）のウェイトが高い。法人二税は、長期不況の影響を受けて大きく落ち込み、未だ回復していない。

そのため、府の税収は他の都道府県を大きく下回る推移にとどまっている。

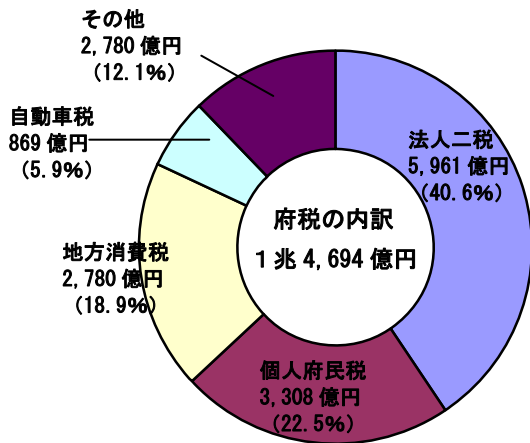
類似団体の税収の推移(S60=100)



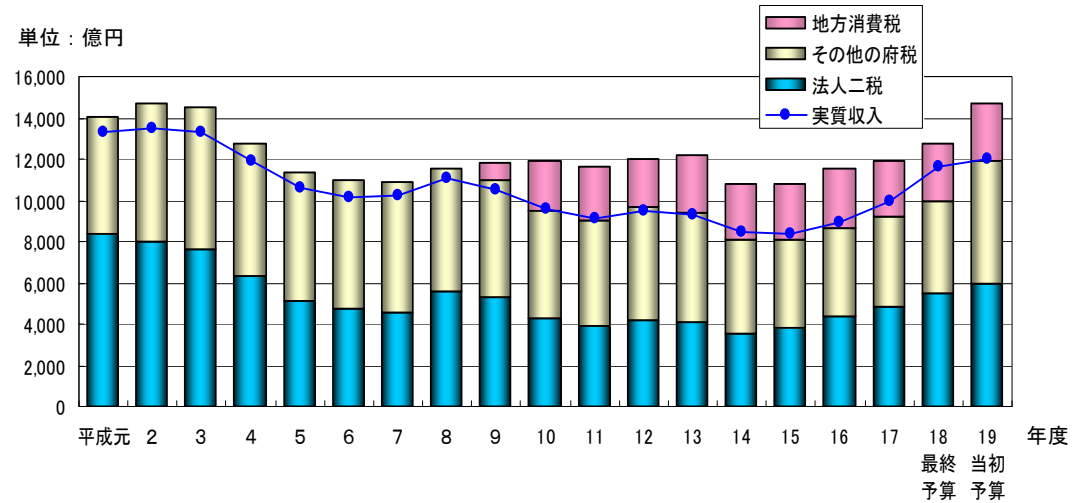
### H19年度 大阪府の歳入予算（当初）



### H19年度 府税収入の内訳



### 府税収入の推移



法人二税	8,352	7,982	7,603	6,361	5,152	4,748	4,554	5,549	5,277	4,322	3,948	4,140	4,120	3,554	3,802	4,364	4,837	5,458	5,961
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	823	2,403	2,544	2,289	2,767	2,720	2,657	2,886	2,711	2,753	2,780
その他の府税	5,723	6,749	6,905	6,396	6,217	6,228	6,376	6,000	5,716	5,145	5,111	5,535	5,306	4,552	4,293	4,267	4,404	4,524	5,953
府税計	14,075	14,731	14,508	12,757	11,369	10,976	10,930	11,549	11,816	11,870	11,603	11,964	12,193	10,826	10,752	11,517	11,952	12,735	14,694
実質収入	13,320	13,510	13,259	11,907	10,603	10,178	10,198	11,071	10,503	9,577	9,072	9,469	9,272	8,462	8,333	8,955	9,934	11,589	12,039

※実質収入とは、府税収入等のうち、実質的な財源となる金額をいいます。  
 (府税+地方譲与税+府県間清算歳入) - (市町村交付金+府県間清算歳出+還付金等)

## ② 経常的な歳出の増加

経常的収入（府税、普通交付税など）に占める経常的経費（人件費、公債費など）の割合が極めて高く、弾力的な財政運営が困難な状況。

### 【要因】

- ・ 人件費：職員の年齢構成が高いことや退職手当の増加など
- ・ 公債費：国の景気対策や財源対策等による府債残高の増加
- ・ 補助費：対象者数の増加等により、福祉（医療費）、教育（私学助成）の補助金を中心に増加

## ③ 地方税財政制度の見直し

地方財政制度は、大都市を抱える都道府県の財政安定化に十分な配慮がなされておらず、加えて「三位一体の改革」により行われた地方交付税の大幅削減や法人事業税の配分見直しなどにより、府の財政運営に大きな影響を及ぼした。

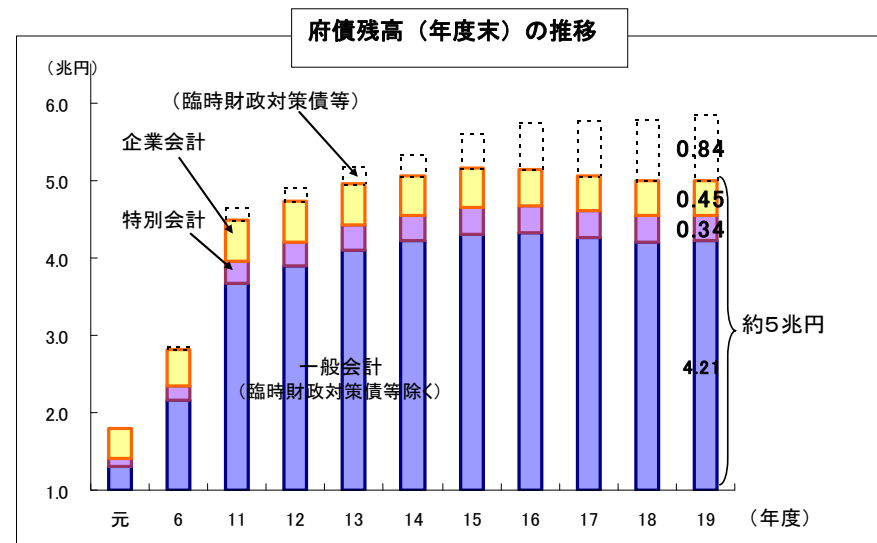
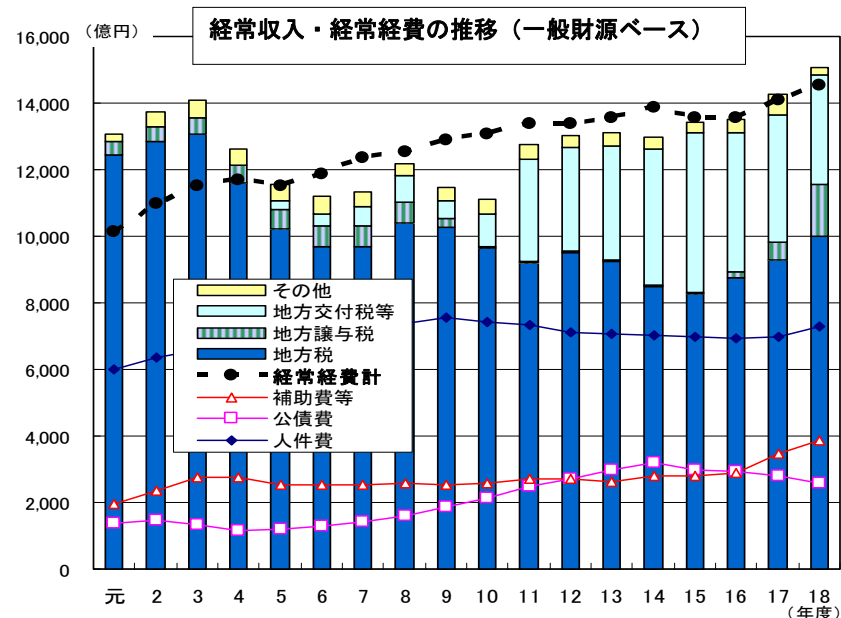
## ④ 歳入に見合った歳出構造への転換の遅れ

平成8年以降、財政再建団体転落回避を最大の課題として、人件費の抑制、施策の重点化などを進めてきた。しかし、歳出が歳入を上回る恒常的な赤字構造を根本的に解決するには至らず、減債基金からの借入れや借換債の増発に頼る財政運営を続けてきた。その結果、平成19年度末の減債基金借入残高は5,000億円を超え、その原資となる借換債の増発は累計3,500億円に達する。借入後の減債基金残高が2,000億円台であることから、借換債の増発を行っていなければ、減債基金は底をついていたという極めて厳しい財政状況。

累計額（残高）の推移

（単位：億円）

	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19
減債基金借入残高	577	1,722	2,742	3,452	4,092	4,522	5,202
借換債（増発分）残高				528	1,746	2,930	3,500
借入後減債基金残高	2,553	2,412	2,424	2,731	2,508	2,496	2,221



## 2 国への要請

### 地方税財源の充実

「地域のことは地域自らが考え、決定し、自らが責任を負う」という地域主権の確立を通じ、個性豊かで活力ある地域をつくるためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方の役割に見合う税財源の充実強化が不可欠。

#### ○さらなる税源の移譲

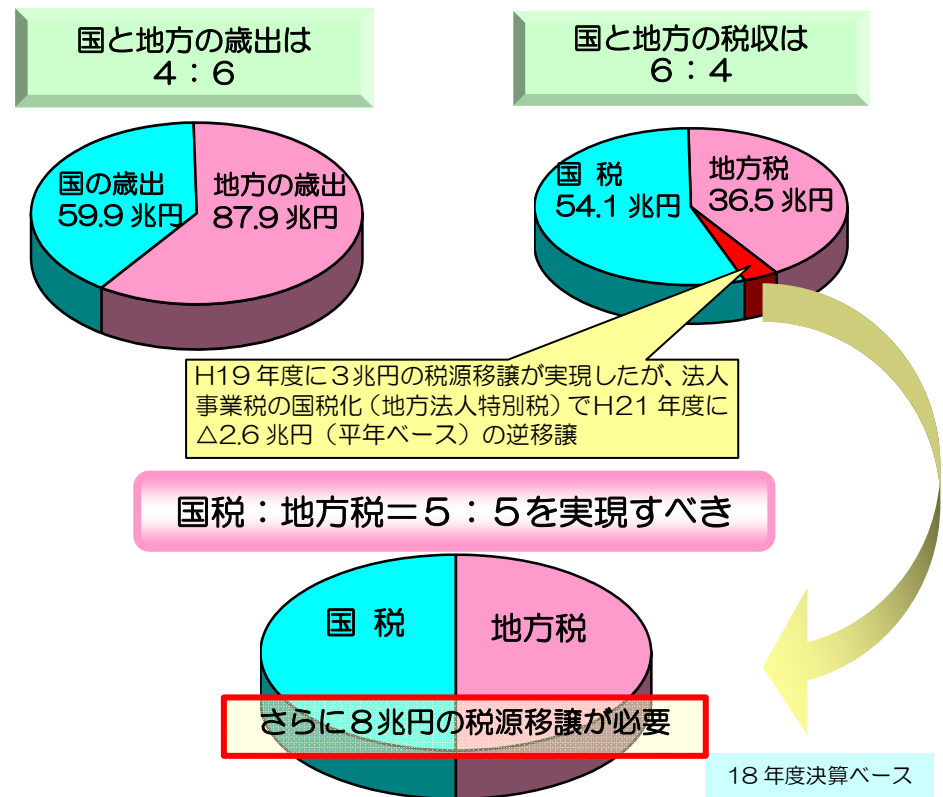
平成 16 年度から実施された「三位一体の改革」では、3 兆円の税源移譲が行われたが、その財源の大半は国庫補助負担金の補助率の引下げによるもの。また、3 兆円の税源移譲後も、国と地方の歳出比率（4：6）と税收比率（6：4）に生じている乖離は解消されておらず、地方が担う事務と責任に見合った税源配分（5：5）となるよう、さらなる税源移譲を求める。

H21 年度から、法人事業税の国税化で 265 億円（年平均ベース）の府税収入の減

#### ○偏りの少ない地方税体系の構築

平成 20 年度の税制改正においては、法人事業税の一部を国税（地方法人特別税）として徴収し、地方法人特別譲与税として再配分することにより地域間の税收格差の是正を行うこととなったが、これは地方の自立と分権型社会の構築のため、地方税の充実を図るという地方分権の基本的な考え方に逆行するもの。

地方税財源の充実強化のため、地域での税源の偏りが小さく税收が安定的な地方消費税を拡充し、地方法人特別税の早急な廃止を求める。





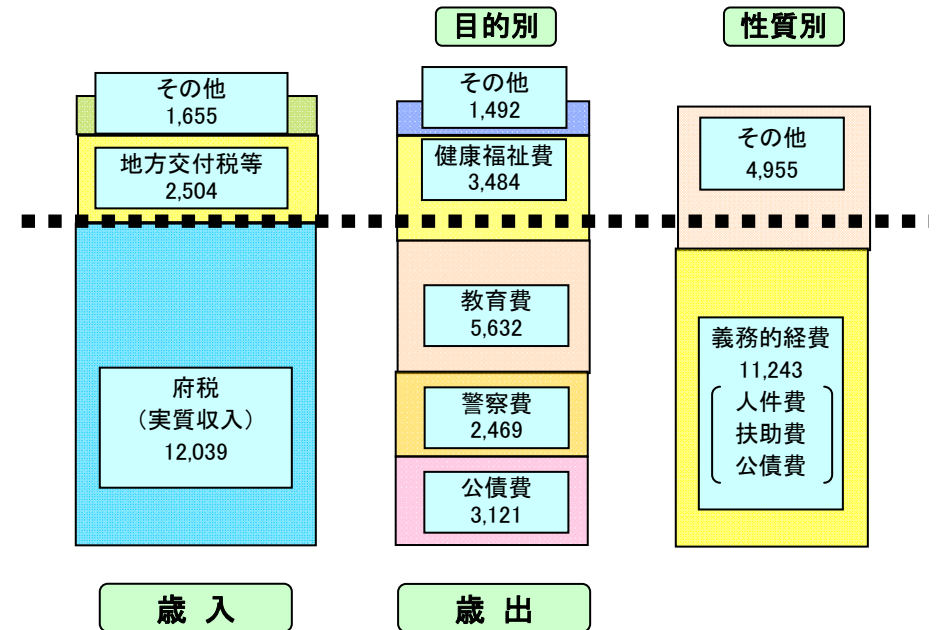
## 歳入の使途（一般財源）～府税収入のほぼすべてを義務的経費に費消

### ○地方交付税の充実・確保

教育・警察・福祉をはじめとする住民サービスを確実に提供するためには、地方財政計画に地方の財政需要を適切に積み上げ、地方の安定的財政運営に必要な地方交付税の充実確保が必要。

また、道路網・鉄軌道の整備及び治水・防災対策、廃棄物処理といった大都市圏特有の財政需要についても、的確な反映が必要。

地方交付税が地方固有の財源であることに鑑み、地方交付税を国の特別会計に直接繰入れ等を行う「地方共有税」に変更するとともに、地方共有税の制度設計にあたっては、地方の参画のもとで進めることを求める。



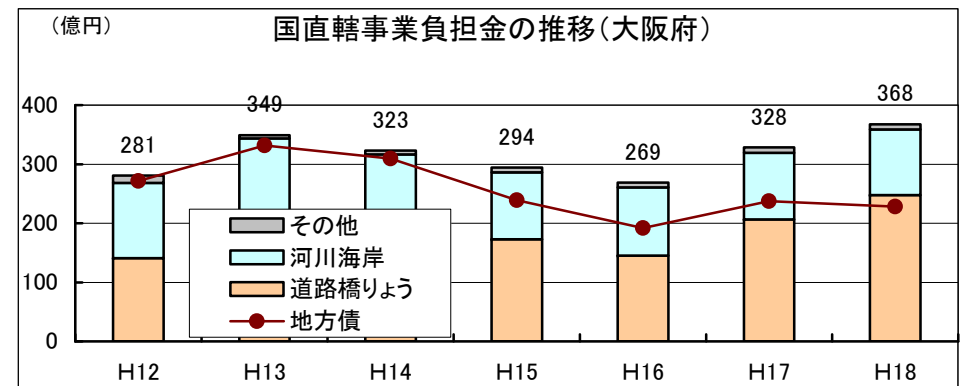
H19年度当初予算一般財源ベース(単位:億円)

### 国と地方の経費負担の適正化

#### ○国直轄事業負担金の廃止

国直轄事業負担金は、国の道路、河川等の整備経費等の一部を地方に負担させるものであり、地域主権・地方分権の理念にそぐわないことから、早期の廃止を求める。

特に、維持管理に係る負担金については、管理主体が負担すべきものであり、早急に廃止することを求める。



## 地方による自律的な行財政運営の実現

### ○国の義務付け・関与の廃止、縮小

地方が住民に提供しているサービスでも、実質的な決定権が国に留保されていたり、財源を国に依存せざるを得ないものがある。そのため、地域の実情に応じ、地方が自らの判断と責任により事業を実施できるよう、国の画一的な義務付けや関与を見直し、条例制定権を拡大するよう求める。

#### 《国による義務付け・関与の事例》

##### ・地域医療圏における病床数の算定基準

全国一律の方式が設定され、特例が認められるには国の同意が必要となっており、地域の実情に即した医療機関の確保に支障。

##### ・債権回収業務の委託

地方所管団体の奨学金事業に係る貸付債権の管理・回収業務については、民間の債権回収会社が行えないこととなっており、滞納債権を中心とする債権管理・回収業務の効率的な実施に支障。

##### ・財産処分の制限

国庫補助や起債の対象施設について、目的外転用や譲渡等の財産処分が制限されており、ニーズに応じた資源の効率的活用を支障。

##### ・補助対象事業の画一的義務付け

国の補助対象事業について、事業内容が細かく定められるとともに、事業毎の申請や実績報告等が義務付けられており、地域の実情に応じた効果的な事業実施に支障。

### 3 改革の期間

H20年度からH22年度までの3年間で集中改革期間と定め、新たな財政構造改革に着手する。

### 4 改革効果額

(単位：億円)

	H20年度	H21年度	H22年度
(1) 一般施策経費	245	330	345
(2) 建設事業	75	75	80
(3) 人件費	345	475	475
(4) 歳入の確保	435	$\alpha$	$\alpha$
合計	1,100	$880 + \alpha$	$900 + \alpha$

## 5 改革の内容

### 《歳出・歳入の総点検、見直し》

#### 事務事業

#### 見直しの視点・基準

1. 財政が非常事態にあることを踏まえ、府が独自に取り組んでいる事業について、その必要性や必要量を見直し。  
〔例：私学助成（授業料軽減助成）、高齢者の生きがい・地域生活支援事業〕
2. セーフティネット的な事業であっても、所得制限や自己負担額を見直し。  
〔例：私学助成（授業料軽減助成）、4 医療費公費負担助成事業〕
3. 費用対効果の観点から、高コストになっている事業は見直し。  
〔例：人権相談推進事業、地域就労支援事業、小規模事業経営支援事業〕
4. 市町村や民間との適切な役割分担の観点から、事業を見直し。  
〔例：私学助成（経常費助成）、密集市街地整備促進補助金〕
5. 建設事業については、集中改革期間中は、原則2割程度（一般財源ベース）の縮減を図る。縮減に当たっては、将来の維持補修費用の増大に留意しつつ、新規の建設事業については、重点化の徹底を図る。

6. 次のような手法も活用。

○事業手法や業務体制の見直し、国庫補助制度の有効活用や類似事業との整理・再構築。

〔例：観光振興事業、海外施設運営費、障がい者就労支援関係事業〕

○民間や府関係機関に対する補助金等については、府における経費節減を踏まえ見直し。

〔例：私学助成(経常費助成)、府独立行政法人(大学、病院)への交付金等、出資法人に対する補助金等〕

○事務費や維持管理経費については、経費を節減（一般財源ベースで1～2割程度）。

○建設事業のうち個別事業については、緊急性の観点から、一時休止やスピードダウン。

〔例：安威川ダム、榎尾川ダム事業、泉佐野丘陵緑地整備事業、家畜保健衛生所再編整備事業〕

※以下の施策については、特に配慮。

- ・ ”障がい者”に関する施策 〔例：福祉作業所運営助成費、グループホーム等機能強化支援事業〕
- ・ “いのち”に関する施策 〔例：救命救急関係事業、市町村医療的ケア体制整備推進事業〕
- ・ “治安”に関する施策 〔例：警察官定数(政令定数外)、第二枚方署(仮称)新設事業〕

※なお、法令での実施が義務付けられている等、府に事業量削減の裁量がないものは、見直しの対象外。

## 主要検討事業

### 政策企画部

- 1 (財)大阪府人権協会補助金
- 2 人権相談推進事業費補助金

### 総務部

- 3 市町村振興補助金
- 4 市町村施設整備資金貸付金

### 生活文化部

- 5 私学助成(授業料軽減助成)
- 6 私学助成(経常費助成(小学校・中学校・高等学校・専修学校))
- 7 私学助成(幼稚園振興助成)
- 8 私立学校教職員共済事業補助金
- 9 私立学校退職金財団補助金
- 10 府立大学運営費交付金
- 11 文化関係事業
- 12 男女共同参画関係事業

### にぎわい創造部

- 13 観光振興事業
- 14 海外施設運営費・海外施設機能拡充費
- 15 関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業

### 健康福祉部

- 16 4医療費公費負担助成事業
- 17 子育て支援関係事業
- 18 救命救急センター運営関係事業
- 19 高齢者の生きがい・地域生活支援事業
- 20 地域見守り・コーディネーター関係事業

- 21 障がい者就労支援関係事業
- 22 障がい者福祉作業所運営助成費
- 23 病院事業費負担金・病院事業貸付金

### 商工労働部

- 24 地域就労支援事業
- 25 小規模事業経営支援事業費補助金
- 26 企業立地促進補助金

### 環境農林水産部

- 27 家畜保健衛生所再編整備事業
- 28 廃棄物処理対策整備推進事業

### 都市整備部

- 29 安威川ダム、槇尾川ダム事業
- 30 泉佐野丘陵緑地整備事業

### 住宅まちづくり部

- 31 府営住宅(建替え、管理等)
- 32 密集住宅市街地整備促進補助金
- 33 箕面森町(箕面北部丘陵整備事業会計繰出金)

### 公安委員会

- 34 警察官定数(政令定数外)
- 35 警察施設(署、交番等)の建替え等

### 教育委員会

- 36 教育関係非常勤職員費
- 37 時間講師・府立学校教務事務補助員等雇用費
- 38 35人学級編制

【主要検討事業1】(財)大阪府人権協会補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 1 6 2 ( 1 6 2 )</p> <p>H20 本格予算見込額 1 0 4 ( 1 0 4 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 5 8 ( 5 8 )</p> <p>H21 効果額 9 6 ( 9 6 )</p> <p>H22 効果額 9 6 ( 9 6 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>府と市町村が同和問題解決のための施策をはじめ、人権施策を推進していくため、協力機関である(財)大阪府人権協会に対して補助を行う。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>○府が全額補助している経費【⑳通年：80百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(府派遣職員：3名)</li> <li>・啓発事業 協会通信等の発行、人権侵害事例集の作成、公共交通機関等での啓発(地下鉄中吊り広告等)</li> <li>・交流事業(広域的事業等) 府域7ブロックで共通テーマの下に交流会等実施</li> <li>・相談・自立支援事業 法律相談、人権総合相談窓口、人権相談事例の集約・分析</li> </ul> <p>○府：市町村＝1：1で補助している経費【⑳通年：82百万円】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費(プロパー職員等：11名)</li> <li>・財団運営費(光熱水費、リース料、消耗品費等)</li> <li>・交流事業(地域密着型事業) 各市町村での住民の交流会を実施</li> </ul> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <p>－ (人権協会は、⑭に府同促から改組)</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運営補助を事業補助に転換し抜本的に見直す。</li> <li>・人権協会を活用するメリットが明確な事業に絞り込んだ上で、事業を効率的・効果的に実施。</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>①人権相談・自立支援に関わる事業 市町村との役割分担等を踏まえ、より専門的・補完的事业に重点化。</p> <p>②人材育成、啓発に関わる事業 協会の有する専門性等が発揮される事業に特化 地域啓発交流支援事業は、平成20年度に廃止し、21年度に市町村人権協会等が実施する交流事業への助成から、公募によるモデル事業に対する助成に転換。</p> <p>③同協会の自立化と組織のスリム化 府派遣職員3名の引き上げ(平成20年度末) プロパー職員の人件費補助も平成22年度末までに段階的に廃止。</p> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>平成20年8月</p>

【主要検討事業2】人権相談推進事業費補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 5 6 ( 5 6 )</p> <p>H20 本格予算見込額 0 ( 0 )</p> <p>* 交付金化</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 5 6 ( 5 6 )</p> <p>H21 効果額 5 6 ( 5 6 )</p> <p>H22 効果額 5 6 ( 5 6 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>地域における相談者の立場に立った人権相談事業を実施する市町村に対して補助を行う。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○相談窓口での面接・電話・手紙等による適切な助言並びに情報提供</li> <li>○事案に応じた適切な機関の紹介・取次ぎ</li> <li>○人権問題の実情・課題・地域ニーズの把握</li> </ul> <p>【事業主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○実施主体 39 市町村 ※政令市・中核市を除く</li> </ul> <p>【補助の考え方】</p> <p>500 万円×市町村ごとの係数×補助率 1/2</p> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <p>平成 14 年度</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：相談件数の推移】</p> <p>⑭ 5 4 3 件 ( 3 4 市町)</p> <p>⑮ 8 0 8 件 ( 3 8 市町)</p> <p>⑯ 1 , 5 6 7 件 ( 4 0 市町村)</p> <p>⑰ 1 , 7 1 4 件 ( 3 9 市町村)</p> <p>⑱ 2 , 3 0 2 件 ( 3 9 市町村)</p> </div>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>平成 14 年度に 3 年間のモデル事業として制度導入したものであり、既に 6 年を経過しているが、相談件数に対する補助コストが極めて高く(約 2.4 万円/件※) になっており、廃止。</p> <p>(※コストは、H20 通年見込額を⑱相談件数で除したもの)</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>本補助金としては廃止し、他の市町村に対する相談事業補助金と併せて交付金制度を創設。</p> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>平成 20 年 8 月</p>



【主要検討事業3】市町村振興補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 1, 210 (1, 210)</p> <p>H20 本格予算見込額 1, 210 (1, 210)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 0 (0)</p> <p>H21 効果額 未定 (未定)</p> <p>H22 効果額 未定 (未定)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 市町村の自律的な行財政運営を支援。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下の①～④の事業に対して補助。</li> <li>① 地方分権の推進</li> <li>② 行財政改革の促進</li> <li>③ 広域行政の促進</li> <li>④ その他、市町村の緊急課題への取組</li> </ul> <p>・ 補助率 2 / 3 以内 (基本的に 1 / 2)</p> <p>(前回の見直し)</p> <p>財政再建プログラム案に基づき、平成 11 年度以降、公共施設の整備やまちづくり等に対する補助から、市町村が自律性を高めるための取組に対する支援に制度再構築 (経過措置有)</p> <p><b>3 事業開始年度</b> 昭和 31 年度 ※創設当初は町村合併に対する支援) (現行名称は、昭和 40 年度から)</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> 補助採択している事業の多くは、市町村が本来自らの責任と財源により実施すべきもの。平成 21 年度交付金制度の創設とあわせて、広域的自治体として府が果たすべき役割を踏まえ、制度を検討する。</p> <p><b>2 見直し内容</b> 対象市町村や支援内容等について重点化を図る</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成 21 年度</p>

【主要検討事業4】市町村施設整備資金貸付金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 3,400 (3,400)</p> <p>H20 本格予算見込額 0 (0)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 3,400 (3,400)</p> <p>H21 効果額 1,400 (1,400)</p> <p>H22 効果額 1,400 (1,400)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 市町村の公共施設の整備を促進するため、地方債制度を補完する観点から資金を貸付。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸付利率 財政融資資金と同率</li> <li>・貸付期間 5～25年以内（据置期間0～5年）</li> <li>・貸付残高 H19年4月現在 約1,116億円</li> </ul> <p>(これまでの見直し)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・財政再建プログラム案に基づき、平成11年度以降、貸付額を段階的に縮減 ⇒通常分▲概ね30%、まちづくり分は廃止 (H10 103億円⇒H13 41億円)</li> <li>・行財政改革プログラム案において、H19以降、毎年1億円ずつ縮減し、H22に32億円とする予定。</li> </ul> <p><b>3 事業開始年度</b> 昭和35年度</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方財政を取り巻く環境の変化 地方債の協議制移行、資産・債務改革に向けた取組の要請など、当該制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、制度を再構築。</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b> 市町村の臨時的な財政需要への対応をサポートする制度として再構築。(平成20年度は休止)</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成21年度</p>

【主要検討事業5】私学助成（授業料軽減助成）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】																
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20通年見込額</u> 6, 8 5 8 ( 6, 6 6 3 )</p> <p><u>H20本格予算見込額</u> 6, 8 5 8 ( 6, 6 6 3 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20効果額</u> 0 ( 0 )</p> <p><u>H21効果額</u> 7 6 3 ( 7 6 3 )</p> <p><u>H22効果額</u> 1, 5 2 6 ( 1, 5 2 6 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 私立高等学校及び私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者負担の軽減を図るため、各学校の行う授業料軽減事業に対し助成を行う。</p> <p><b>2 事業内容</b> 所得区分に応じて以下のとおり補助（年額）。</p> <table border="0"> <tr> <td>A 生活保護世帯</td> <td>3 5 万円</td> </tr> <tr> <td>B 年収 ～ 4 3 0 万円</td> <td>2 5 万円</td> </tr> <tr> <td>C 年収 ～ 5 0 0 万円</td> <td>1 8 万円</td> </tr> <tr> <td>D 年収 ～ 8 0 0 万円</td> <td>1 2 万円</td> </tr> </table> <p>※生徒1人当たりの助成額（⑩予算） 大阪府 77,584円（全国2位） 全国平均 18,880円</p>	A 生活保護世帯	3 5 万円	B 年収 ～ 4 3 0 万円	2 5 万円	C 年収 ～ 5 0 0 万円	1 8 万円	D 年収 ～ 8 0 0 万円	1 2 万円	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本府の補助制度は、他府県に比べて極めて高水準にある。</li> <li>・補助対象となる生徒の割合は全体の50%近くに及び、所得が高い層について、補助を廃止又は縮減する。</li> <li>・これに伴い貸付額の増大が見込まれる育英会制度について、持続可能性の観点から所得要件の見直しを行う。</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p><u>授業料軽減制度</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得区分 年収540万円超の層は補助対象外とする。</li> <li>・補助単価 生活保護世帯及び非課税世帯については据置き、それ以外の所得階層については引き下げる。</li> </ul> <p>見直し後</p> <table border="0"> <tr> <td>A 生活保護世帯</td> <td>3 5 万円（据置）</td> </tr> <tr> <td>B 年収 ～ 2 8 8 万円（非課税）</td> <td>2 5 万円（据置）</td> </tr> <tr> <td>C 年収 ～ 4 3 0 万円</td> <td>1 8 万円</td> </tr> <tr> <td>D 年収 ～ 5 4 0 万円</td> <td>1 2 万円</td> </tr> </table> <p><u>育英会貸付金</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得要件 1,100万円 → 約809万円（旧日育程度）</li> <li>・所得算定 主たる学資負担者 → 保護者合算（軽減助成と同じ）</li> <li>・未償還金の回収に一層努める。</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b> 平成21年度入学生から適用</p>	A 生活保護世帯	3 5 万円（据置）	B 年収 ～ 2 8 8 万円（非課税）	2 5 万円（据置）	C 年収 ～ 4 3 0 万円	1 8 万円	D 年収 ～ 5 4 0 万円	1 2 万円
A 生活保護世帯	3 5 万円																	
B 年収 ～ 4 3 0 万円	2 5 万円																	
C 年収 ～ 5 0 0 万円	1 8 万円																	
D 年収 ～ 8 0 0 万円	1 2 万円																	
A 生活保護世帯	3 5 万円（据置）																	
B 年収 ～ 2 8 8 万円（非課税）	2 5 万円（据置）																	
C 年収 ～ 4 3 0 万円	1 8 万円																	
D 年収 ～ 5 4 0 万円	1 2 万円																	

【主要検討事業6】私学助成（経常費助成〔小学校・中学校・高等学校・専修学校〕）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】																																							
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20通年見込額</u>                      小中高 32,762                      (27,709)                      専修学校 1,400                      (1,400)</p> <p><u>H20本格予算見込額</u>                      小中高 29,804                      (25,161)                      専修学校 1,309                      (1,309)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20効果額</u>                      3,048                      (2,639)</p> <p><u>H21効果額</u>                      4,572                      (3,972)</p> <p><u>H22効果額</u>                      4,572                      (3,972)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b>                      教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立学校の健全な発展に資する。</p> <p><b>2 事業内容（主なもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立学校の運営経費への補助金</li> <li>・補助額＝単価×児童・生徒数</li> <li>・単価の決定ルール                          国標準額（交付税単価＋国補助額）と標準教育費の1/2のいずれか低い方を適用</li> </ul> <p><b>【19年度単価】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校 @293,560円（国標準額）</li> <li>・中学校 @286,446円（国標準額）</li> <li>・小学校 @262,150円（標準教育費の1/2）</li> <li>・専修学校（高等課程） @293,560円（高等学校と同額）</li> </ul> <p>（注）標準教育費                      公立学校に置き換えた場合の生徒1人あたりの所要経費</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b>                      公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・見直しの一環として、経常費に係る私学助成について、助成単価を引き下げる。</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校・専修学校 従来ルールによる単価×▲10%</li> <li>・小学校・中学校 " ×▲25%</li> </ul> <p>⇒公立学校教育の経費節減等の取組も踏まえ、原則▲10%。                      但し、小・中学校は義務教育で公立学校の受け皿があること、高校の標準教育費（注）の比較において、2～3割の格差があることから▲25%。</p> <p><b>3 実施時期</b>                      平成20年度（20年度単価への改定、補助単価引き下げは、暫定予算期間内は適用せず）</p> <p>（参考）標準教育費と助成単価の小中高比較</p> <table border="1" data-bbox="1193 1106 2083 1337"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">⑱標準教育費</th> <th colspan="2">⑳助成単価 （従来ルール）</th> <th colspan="3">見直し内容</th> </tr> <tr> <th></th> <th>対高校</th> <th></th> <th>対高校</th> <th>対高校</th> <th>対標準教育費</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高校</td> <td>735,500</td> <td></td> <td>295,125</td> <td></td> <td>265,612</td> <td></td> <td>36.1%</td> </tr> <tr> <td>中学</td> <td>594,700</td> <td>80.9%</td> <td>288,026</td> <td>97.6%</td> <td>216,019</td> <td>81.3%</td> <td>36.3%</td> </tr> <tr> <td>小学</td> <td>524,300</td> <td>71.3%</td> <td>254,050</td> <td>86.1%</td> <td>190,537</td> <td>71.7%</td> <td>36.3%</td> </tr> </tbody> </table>		⑱標準教育費		⑳助成単価 （従来ルール）		見直し内容				対高校		対高校	対高校	対標準教育費		高校	735,500		295,125		265,612		36.1%	中学	594,700	80.9%	288,026	97.6%	216,019	81.3%	36.3%	小学	524,300	71.3%	254,050	86.1%	190,537	71.7%	36.3%
	⑱標準教育費			⑳助成単価 （従来ルール）		見直し内容																																			
		対高校		対高校	対高校	対標準教育費																																			
高校	735,500		295,125		265,612		36.1%																																		
中学	594,700	80.9%	288,026	97.6%	216,019	81.3%	36.3%																																		
小学	524,300	71.3%	254,050	86.1%	190,537	71.7%	36.3%																																		

【主要検討事業7】私学助成（幼稚園振興助成）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20通年見込額</u> 17,657 (14,822)</p> <p><u>H20本格予算見込額</u> 17,224 (14,378)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20効果額</u> 433 (443)</p> <p><u>H21効果額</u> 831 (811)</p> <p><u>H22効果額</u> 831 (811)</p> <p>※（ ）は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 教育条件の維持向上、保護者負担の軽減及び経営の健全化を図り、私立幼稚園の健全な発展に資する。</p> <p><b>2 事業内容（主なもの）</b> 【運営費助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園の運営経費への補助金</li> <li>・補助額＝単価×園児数</li> <li>・単価：国標準額（交付税単価＋国補助額） （19年度単価） 学校法人園 @160,652円 学校法人園以外 @48,100円（学校法人園の30%）</li> </ul> <p>【3歳児保育料軽減助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・3歳児の就園促進を目的とする補助</li> <li>・補助額＝単価×3歳児数</li> <li>・単価 @23,000円</li> </ul>	<p><b>1 見直しの考え方</b> 公立学校教育を含めた府施策全体の経費節減・見直しの一環として、経常費に係る助成について、助成単価を引き下げる。</p> <p><b>2 見直し内容</b> 平成20年度国標準額×▲5% ⇒他学種の経常費助成の見直しが▲10%以上ではあるが、幼稚園については、私立幼稚園の経営状況、子育て支援の重要性を踏まえ最小限の経費節減として▲5%に緩和。</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年度（20年度単価への改定、上記見直しによる補助単価引き下げについては、暫定予算期間内は適用せず）</p> <p>※3歳児保育料軽減助成については、21年度から所得制限（年収680万円程度以下）を導入（制度のあり方については、引き続き検討）</p>

【主要検討事業8】私立学校教職員共済事業補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20通年見込額 690 ( 690)</p> <p>H20本格予算見込額 0 ( 0)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20効果額 690 ( 690)</p> <p>H21効果額 345 ( 345)</p> <p>H22効果額 345 ( 345)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 私立学校教職員の福利厚生を図り、私立学校教育の振興を図る。</p> <p><b>2 事業内容</b> 独立行政法人日本私立学校振興・共済事業団が行う私立学校教職員共済事業に対し、学校法人及び私立学校教職員が納入する長期給付の掛金の一部を補助する。</p> <p>補助総額＝組合員数×標準給与×12×補助率 補助率＝8/1000</p> <p>※他府県の状況（平成19年度） ほとんどの府県が8/1000を採用 8/1000未満 5団体</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> 府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。</p> <p><b>2 見直し内容</b> ～平成19年度まで 8/1000 平成20年度 休止 平成21年度以降 4/1000 (現時点での全国最低水準の補助率)</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年度 (補助率の引き下げについては平成21年度)</p>

【主要検討事業9】私立学校退職金財団補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20通年見込額 1, 230 (1, 230)</p> <p>H20本格予算見込額 0 (0)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20効果額 1, 230 (1, 230)</p> <p>H21効果額 615 (615)</p> <p>H22効果額 615 (615)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>私立学校に優秀な教職員を確保し、その定着を図るために設立された(財)大阪府私立学校退職金財団の退職金給付及び給付積立金に対して補助を行う。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>補助総額＝加入者数×標準給与×12×補助率 補助率＝28/1000 (平成19年度の補助率36/1000を全国平均レベルへ引き下げ予定)</p> <p>※補助率の全国平均 28.3/1000 (平成19年度)</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>府の財政状況に鑑み、補助休止及び補助水準の見直し。</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>～平成19年度まで 36/1000 平成20年度 休止 平成21年度以降 14/1000</p> <p>※他府県の補助水準や財団の財政状況等を勘案し具体的な補助水準を決定。 ※(参考)現時点での全国最低水準 14/1000</p> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>平成20年度 (補助率の引き下げについては平成21年度)</p>

【主要検討事業10】府立大学運営費交付金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20通年見込額 11,823 (11,823)</p> <p>H20本格予算見込額 10,812 (10,812)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20効果額 1,011 (1,011)</p> <p>H21効果額 1,011 (1,011)</p> <p>H22効果額 1,011 (1,011)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 公立大学法人大阪府立大学の運営に要する経費を負担する。</p> <p>(参考) 地方独立行政法人法 第42条 設立団体は、地方独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又はその一部に相当する金額を交付することができる。</p> <p><b>2 事業内容</b> 大学運営に係る支出見込額(人件費、管理運営経費等)から大学の収入見込額(授業料等)を差し引いた差額を交付。</p> <p>(ただし、『大阪府の「予算編成にかかる基本方針」及び「予算編成要領」によっては、算定ルールを適用して計算された運営費交付金を調整する場合がある。』と計画に記載)</p> <p><b>3 事業開始年度</b> 平成17年度 (地方独立行政法人移行に伴い創設)</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> 府の経費削減の取組みを踏まえ、運営費交付金の概ね1割程度を縮減</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金について、府の取組みを踏まえ、経費を10%縮減(退職手当は5%)の上算定 ⇒平年度ベース △1,131百万円 20年度(退職手当以外を2/3換算) △771百万円</li> <li>中期計画の残期間(平成20~22年度)の縮減額合計△3,033百万円を毎年均等に縮減(△1,011百万円/年)</li> </ul> <p>*なお、大学法人の自律化を促す観点から、自主的な取組による増収策や収入増、経費節減により、今回の見直し額を上回って得られた効果額は、原則、法人で活用できるものとする。</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年度</p>



【主要検討事業 1.1】文化関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 1, 573 (1, 054)</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 精査中 ( 精査中)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 精査中 ( 精査中)</p> <p><u>H21 効果額</u> 未定 ( 未定)</p> <p><u>H22 効果額</u> 未定 ( 未定)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的及び事業内容（主なもの）</b></p> <p>①文化芸術へのアクセスの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪センチュリー交響楽団の運営支援 〔文化振興財団運営事業費〕</li> <li>・現代美術センターの運営 〔現代美術振興事業費〕</li> </ul> <p>②文化芸術の情報発信</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワッハ上方の運営〔上方演芸資料館運営費〕</li> <li>・大阪文化再発見事業、新なにわ塾叢書制作等 〔文化情報センター事業費〕</li> <li>・大阪21世紀計画事業推進費</li> <li>・水都大阪2009</li> </ul> <p>③文化芸術活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村文化振興支援事業 市町村立文化ホール等での文化芸術活動の促進</li> <li>・芸術文化振興補助金 民間の芸術文化団体の活動育成を促進</li> <li>・大阪楽座事業 民間団体が実施する歴史的建造物を活用した文化的活動への支援</li> <li>・芸術文化顕彰事業 大阪文化賞、大阪芸術賞、大阪文化祭賞</li> <li>・(社)大阪フィルハーモニー協会への支援</li> </ul>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの府の文化施策を府が果たすべき役割や事業効果等の観点から総括した上で事業を重点化することにより、今後の文化行政を戦略的に展開</li> </ul> <p><b>2 見直し内容（主なもの）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪センチュリー交響楽団に対する補助金 “府民が支える楽団”の考え方のもと、会費収入、自主公演収入を十分確保し、自主性が十分高まることを前提に府の運営補助金は大幅に縮減（平成21年度）</li> <li>・府が有する文化施設の抜本的見直し 文化情報センター：廃止（平成20年度中） 〔事業内容を精査の上、必要な事業を引き続き実施〕 現代美術センター：廃止〔新展開により別途検討〕 ワッハ上方：府有施設等への移転（平成22年度）</li> <li>・府の役割や事業効果等の観点から、一部の補助金等を廃止、縮小等 (例)市町村文化振興支援事業（廃止）、芸術文化振興補助金（重点化、再構築）</li> <li>・イベントの事業内容、効果等の再精査 (例)大阪文化賞・大阪芸術賞（休止）、大阪21世紀計画事業推進費・水都大阪2009（関係者等と調整中）</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年度から順次実施</p>

【主要検討事業12】男女共同参画関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 4 6 6 ( 1 9 4 )</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 2 3 5 ( 2 8 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 2 3 1 ( 1 6 6 )</p> <p><u>H21 効果額</u> 4 0 3 ( 1 4 3 )</p> <p><u>H22 効果額</u> 4 0 3 ( 1 4 3 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的及び事業内容 (主なもの)</b></p> <p>[府直営実施]</p> <p>① 「男女共同参画推進条例」の運用、「男女共同参画プラン」の策定</p> <p>② 男女共同参画社会づくりへの取組 顕彰事業や団体、グループ等の活動に対する助成等</p> <p>③ 事業者の主体的な取組支援 「男女いきいき・元気宣言」事業者の募集登録等</p> <p>④ 女性に対する暴力への対策 DV被害者への支援(電話相談やカウンセラーの派遣等)</p> <p>[財団実施、あるいはNPOとの協働実施]</p> <p>① 相談カウンセリング事業 ドーンセンターにおける電話や面接による相談、カウンセリングの実施</p> <p>② 情報ステーション事業 ドーンセンターに設置したライブラリーの運営等</p> <p>③ 啓発学習事業 各種講座の開催による啓発、育成</p> <p>④ その他 広報事業、文化表現事業、国際交流事業等</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>市町村や民間との役割分担の観点から、事業を精査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種相談や情報ステーション、啓発事業のうち、市町村など他機関での対応や代替が可能と考えられるものについては廃止。</li> <li>・DV相談については、現状においては、市町村等での対応が十分ではないため、府の事業として存続。</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>(廃止するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化表現事業 (女性芸術劇場等)</li> <li>・国際交流事業 (海外向け情報誌等)</li> <li>・NPOとの協働事業等</li> </ul> <p>(縮小、重点化するもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談事業 他機関で代替可能なものは廃止 (法律相談等)</li> <li>・情報ライブラリー 専門図書等に限定</li> <li>・各種講座 課題解決型で実践的活動につながるものに重点化</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>平成20年度から順次実施</p>

【主要検討事業13】観光振興事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 1 6 0 ( 1 6 0 )</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 7 3 ( 7 3 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 8 7 ( 8 7 )</p> <p><u>H21 効果額</u> 1 0 3 ( 1 0 3 )</p> <p><u>H22 効果額</u> 1 0 3 ( 1 0 3 )</p>	<p><b>1 事業目的</b> 2010年度までに来阪外国人旅行者数を250万人程度とするためのプロモーションを展開するとともに、教育や産業など多様な交流を促進。</p> <p><b>2 事業内容（主なもの）</b> (財)大阪観光コンベンション協会(OCTB)への補助という形で以下の事業を実施。</p> <p>①交流型観光集客促進センター設置(31百万円) 視察交流の専門組織を立ち上げ、教育旅行誘致や産業交流のニーズ調査等を実施。</p> <p>②個人旅行客取込み(対韓国・台湾向け)(15百万円) インターネットを活用したPRや、若年世代の趣向を捉えたツアー造成。</p> <p>③大阪の魅力発信(20百万円) ・3府県連携(京都、兵庫)によるトッププロモーションや、交流協定を活かしたミッション派遣等(対中国) ・新規市場調査(対東南アジア) ・現地旅行者向け下見招待旅行(対アメリカ、オーストラリア)</p> <p>④国内観光客の取り込み(9百万円) ・首都圏等における3府県合同キャンペーン ・シニア向け旅行商品の造成 ・修学旅行誘致事業</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> 各主体(府・市・民間)の役割分担を整理するとともに、より高い効果が見込める事業に重点化 ・近隣府県等との連携による広域的な取組みの推進 ・教育交流など交流型観光の促進 ・OCTBにおける府・市・民間の共同の取組みの強化</p> <p><b>2 見直し内容</b> ①次の事業は、経費を精査の上存続 ・Web等による観光情報の提供 ・3府県連携トッププロモーション ・交流協定を活かしたミッション派遣 ・教育旅行誘致(学校交流コーディネーターの配置) ②府職員派遣の一部見直し</p> <p><b>3 実施時期</b> ・平成20年度から順次実施</p>
<p>※ ( ) は一般財源</p>		

【主要検討事業14】海外施設運営費・海外施設機能拡充費

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 204 ( 204)</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 182 ( 182)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 23 ( 23)</p> <p><u>H21 効果額</u> 56 ( 56)</p> <p><u>H22 効果額</u> 87 ( 87)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 海外事務所及びプロモーションデスクを設置し、外国企業誘致及び府内企業等の貿易・投資等の国際経済活動を促進。</p> <p><b>2 事業内容（主なもの）</b></p> <p>①海外事務所の運営（70百万円） ※上海、シンガポール、カリフォルニア、ロッテルダム (財)大阪国際ビジネス振興協会(IBO)と共同設置。同協会に運営委託。</p> <p>②プロモーションデスクの運営 (3百万円×7か所) ※ベトナム、オーストラリア、インド、遼寧省、中国華南、韓国、タイ 海外事務所に代わる効率的・効果的な機能とし設置。引合斡旋、貿易投資相談、市場調査等を現地法人等に委託。</p> <p>③IBO 国内事業 (30百万円+人件費(府派遣、プロパ-)62百万円) IBO の会員企業に対する貿易相談、ビジネスマッチング、情報提供など</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※海外事務所 ロッテルダム：所長1名、次長(現採)1名、現採1名 シンガポール：所長1名、次長(現採)1名、現採1名 (府市共同設置) 上海：所長1名、次長1名、現採1名 (府市共同設置) カリフォルニア：所長1名、現採2名</p> </div>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>府の海外事務所を廃止し、機動性の高いデスク方式へ転換（ただし、上海事務所は、市場としての有望性に鑑み、当面存続）</li> <li>IBO の会員向け事業については、統合予定先の（財）大阪産業振興機構の事業への効果的な統合を図る</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p><u>海外事務所</u> カリフォルニアは平成 20 年度中、ロッテルダム、シンガポールは平成 21 年度中に廃止。 <u>プロモーションデスク</u> 配置効果を検証の上、設置箇所を毎年度決定</p> <p><u>IBO国内事業</u> 現時点で統合予定先の（財）大阪産業振興機構の事業では対応できないもの（貿易相談、ビジネスマッチング）は存続し、その他の事業（情報提供、講座など）は廃止・縮減。</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成 20 年度から順次実施</p>

【主要検討事業15】関西国際空港ゲートウェイ機能強化促進事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 2 4 6 ( 2 4 6 )</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 2 4 6 ( 2 4 6 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 0 ( 0 )</p> <p><u>H21 効果額</u> 未定 ( 未定 )</p> <p><u>H22 効果額</u> 未定 ( 未定 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 関空のアジアのゲートウェイ、貨物ハブとしての機能を強化するため地元自治体・経済界と関空会社が連携して就航促進事業を実施。</p> <p><b>2 事業内容（主なもの）</b> 関西国際空港全体構想促進協議会への分担金 ①航空ネットワークの充実強化（就航奨励一時金の支給など） ②空港の利便性・魅力向上（集客イベント、鉄道・バスの割引きっぷ、観光振興等） ③貨物便の集積、ネットワークの充実強化（貨物便就航奨励一時金制度の創設）</p> <p><b>3 事業開始年度</b> 平成 17 年度 (「関空集客・利用促進事業」として開始)</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> ・平成 19 年 8 月に 2 期事業の限定供用が実現 ・関空会社の有利子負債について、国において抜本的軽減策が講じられるなど、同空港の競争力強化が必要</p> <p><b>2 見直し内容</b> 国の関西国際空港の事業推進や財務構造の改善等についての基本的な考え方を踏まえ、地元としての関空利用促進への関わり方やその事業内容等について、改めて検討を行う。</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成 21 年度</p>

【主要検討事業16】4 医療費公費負担助成事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 21,647 (21,647)</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 21,647 (21,647)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 0 (0)</p> <p><u>H21 効果額</u> 未定 (未定)</p> <p><u>H22 効果額</u> 未定 (未定)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的・内容</b></p> <p>老人、障がい者、乳幼児、ひとり親家庭を対象に、医療機関での一定の自己負担(入・通院各500円/日、月2回分まで)以外は無料となるよう助成。府は、市町村が実施する医療費助成事業に対して1/2を補助。</p> <p>(参考)</p> <p>※【負担上限額】2,500円/月</p> <p>※【所得制限】</p> <p>障がい者：障害基礎年金(全部支給停止) 準拠</p> <p>※ 単身収入 650万円程度</p> <p>ひとり親家庭：児童扶養手当(一部支給) 準拠</p> <p>※ 2人世帯収入 365万円程度</p> <p>乳幼児：児童手当特例給付 準拠</p> <p>※ 4人世帯収入 860万円程度</p> <p>※ 【補助率】H13.4～ 大阪市 3/5→1/2 H18.4～ 大阪市以外 3/5→1/2</p> <p><b>2 事業開始年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老人医療：昭和47年1月</li> <li>・障がい者医療：昭和49年1月</li> <li>・ひとり親家庭医療：昭和55年10月</li> <li>・乳幼児医療：平成5年10月</li> </ul>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>本府の現在の財政状況に鑑み、将来的にも持続可能な制度とする観点から可能な負担のあり方について、実施主体である市町村とともに現制度の実態検証を行った上で対応策を考案し、関係機関等との協議・調整を進める。</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>患者自己負担(1機関 500円×2/月⇒1割負担)や所得制限の見直しを基本とし、実施主体である市町村とともに現行制度の検証を行ったうえで見直し内容を検討</p> <p><b>3 実施時期等</b></p> <p>平成21年度実施を目途に市町村、関係機関等との協議・調整を進める。</p>

【主要検討事業17】子育て支援関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 1, 159 ( 1, 159 )</p> <p>H20 本格予算見込額 1, 125 ( 1, 125 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 35 ( 35 )</p> <p>H21 効果額 1, 106 ( 1, 106 )</p> <p>H22 効果額 1, 159 ( 1, 159 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的・内容</b></p> <p>①出産・育児応援事業 645(645) 出産・子育てを社会全体で支える機運づくりを促すとともに、経済的負担感の軽減を図るため、第3子以降の出生1人につき5万円を支給(対象：約1,000人/月)</p> <p>②子育て支援保育士事業 464(464) 在宅子育て家庭向けに育児相談や園庭開放等を行う民間保育所に対する補助(政令・中核除く)(平成20年度：290箇所)</p> <p>③家庭支援推進保育所事業 50(50) 配慮を要する家庭やひきこもりがちな在宅子育て家庭に対して家庭訪問や出前保育等を行う保育所に対する補助(政令・中核除く)(平成20年度：21箇所)</p> <p><b>2 事業開始年度</b></p> <p>① 平成19年11月 ② 平成17年度 ③ 平成16年度</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>平成21年度より廃止、再構築 市町村が地域の実情を踏まえた制度設計を行えるよう、類似の国庫補助事業も活用し、再構築。</p> <p>(国庫補助事業の例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域子育て支援拠点事業 623(311)(平成20年度：166箇所)</li> <li>・こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>・育児支援家庭訪問事業</li> </ul> <p>} 市町村が直接国庫を受けて実施</p>

【主要検討事業18】救命救急センター運営関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 4, 287 (1, 935)</p> <p>H20 本格予算見込額 4, 185 (1, 832)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 103 (103)</p> <p>H21 効果額 140 (140)</p> <p>H22 効果額 140 (140)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>①救命救急センター運営補助</b> 387(235) 【国庫補助 国 1/3・府 1/3・設置者 1/3】 国立と公立を除く4ヶ所（関西医大附属病院・近畿大附属病院・済生会千里・三島）の各救命救急センターに対する運営補助</p> <p><b>【府単独補助】</b> <b>大阪赤十字病院に対する運営補助</b>（昭和51年度～） 府が独自に三次救急医療機関に位置づけ、単独の運営補助（平成21年度までの経過措置） 38(38)</p> <p><b>三島救命救急Cに対する単独加算</b>（平成6年度～） 単独設置型救命救急Cの増嵩経費の一部（単独設置と一般病院併設の場合との医師数の差に対して）について定額補助 45(45) (高槻市、島本町等で財団法人を設置)</p> <p><b>②泉州救命救急センター運営委託</b> 1,920(866) 委託先：泉佐野市 (平成6年度～)</p> <p><b>③中河内救命救急センター運営委託</b> 1,980(834) 委託先：府保健医療財団 (平成10年度～)</p>	<p><b>1 見直しの考え方及び見直し内容</b></p> <p><u>①のうち大阪赤十字病院に対する運営補助については、平成20年度で終了</u> すでに救命救急センターとしての診療報酬算定がなされていること、新たに三次救急医療機関に指定される病院との整合性を図る。</p> <p><u>①のうち三島救命救急Cに対する単独補助は、当センターが圏域で唯一の三次救急医療機関であることに鑑み継続</u></p> <p><u>②③について、平成20年度から可能な範囲で縮減。</u> 運営形態の見直しについては引き続き検討</p>



【主要検討事業19】高齢者の生きがい・地域生活支援事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見直し内容（府案）
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 3, 5 0 0 ( 3, 4 9 7 )</p> <p>H20 本格予算額 3, 2 4 3 ( 3, 2 3 8 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 2 5 7 ( 2 5 9 )</p> <p>H21 効果額 6 7 4 ( 6 7 6 )</p> <p>H22 効果額 6 7 4 ( 6 7 6 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 高齢者の生きがい（活動）支援や地域生活を支援</p> <p><b>2 事業内容・開始年度</b></p> <p><b>(1) 高齢者に対する生きがい（活動）支援：⑳通年 80(80)百万円</b> (ア) ●高齢者大学アクティブシニア事業〔S54～旧老人大学講座〕：44(44)百万円 生きがい支援のための各種講座を開催（25科目） 補助先：地域福祉推進財団 定員：900名 受講料：23千円 ●シルバーアドバイザー養成事業〔S63～〕：21(21)百万円 地域福祉活動を担うボランティア育成のための講座を開催（9科目） 補助先：地域福祉推進財団 定員：340名 受講料：5千円 (イ) ●アクティブシニアあふれる大阪構想事業〔H18～〕：15(15)百万円 団塊の世代向けの講座、大学セミナー（府立大学）、フェア（見本市）開催 「アクティブシニアの日（毎月15日）」の制定、普及啓発 講座・フェア参加者：⑲約6,000名 大学セミナー参加者：⑲約100名</p> <p><b>(2) 高齢者に対する生活支援：⑳通年 743(740)百万円</b> ●高齢者在宅生活総合支援事業（①～④市町村補助事業：補助率1/2） ①高齢者住宅改造助成事業〔S48～〕：271(271)百万円 ⇒便所・浴室等のバリアフリー化に要する工事費用を補助、⑳予定：31市町村 ②見守り訪問活動事業〔H12～〕：42(42)百万円 ⇒独居高齢者への訪問・安否確認に要する費用を補助、⑳予定：全市町村 ③高齢者コミュニティーカース地域支援事業〔H10～〕：5(5)百万円 ⇒高齢者グループの事業立上げに要する費用を補助、⑳予定：10市町 ④街かどデイハウススタッフ研修事業：11(11)百万円（単独） など ●街かどデイハウス支援事業〔H10～〕：373(373)百万円 民間、NPOが設置するデイハウスの運営費補助（市町村補助1/2） 実施箇所数：134ヶ所（29市町） 補助上限額：600万円／1箇所</p> <p><b>(3) 軽費老人ホーム事務費補助金〔S46～〕：⑳通年 2,677(2,677)百万円</b> 低所得高齢者の自己負担金の軽減額を府が補填（事務費基準額－自己負担額） 補助対象施設数：80施設（A型16施設、ケアハウス64施設）</p> <p>※軽費老人ホームとは、要介護ではないが、身体機能の低下、家庭環境等の理由により、居宅で独立して生活することが困難な60歳以上の高齢者が入所する施設</p>	<p><b>1 見直しの考え方・実施時期</b></p> <p>(1)(ア)平成21年度廃止（イ）特定財源で実施 （ア事業）受益者負担の範囲で実施。なお、平成20年度は大幅な経費削減を行う。 （イ事業）一般財源の負担が生じない方法で実施。</p> <p>(2)高齢者在宅生活総合支援事業は平成21年度に事業廃止。平成20年度は大幅な経費削減を行う。 （①は暫定予算限り、③事業は、平成20年事業廃止） ○介護保険対象外の高齢者へのサービスは、平成18年度に制度化された地域支援事業（府の義務負担を伴う国制度）の範囲内で市町村が事業内容・規模を任意で判断し実施 ○街かどデイハウス事業は、平成21年度から介護予防に関する取組みを国事業に移行することで、補助率見直し等制度を再構築。</p> <p>(3)事業は平成20年8月から一部加算廃止 ○入所者負担に直接影響しない施設に対する加算（施設機能加算等）を廃止。</p>

【主要検討事業20】地域見守り・コーディネーター関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】																																																																																																									
<p>予 算</p> <p>◇H20 通年見込額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コミュニティ</td><td>546</td><td>546</td></tr> <tr><td>小地域</td><td>325</td><td>325</td></tr> <tr><td>高齢サポート</td><td>168</td><td>168</td></tr> <tr><td>センターパワーアップ*</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr><td>サービス</td><td>42</td><td>42</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,103</td><td>1,103</td></tr> </tbody> </table> <p>◇H20 本格予算見込額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コミュニティ</td><td>480</td><td>480</td></tr> <tr><td>小地域</td><td>325</td><td>325</td></tr> <tr><td>高齢サポート</td><td>157</td><td>157</td></tr> <tr><td>センターパワーアップ*</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr><td>サービス</td><td>35</td><td>35</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,019</td><td>1,019</td></tr> </tbody> </table> <p>効果見込額</p> <p>◇H20 効果額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コミュニティ</td><td>66</td><td>66</td></tr> <tr><td>小地域</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>高齢サポート</td><td>11</td><td>11</td></tr> <tr><td>センターパワーアップ*</td><td>0</td><td>0</td></tr> <tr><td>サービス</td><td>7</td><td>7</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>84</td><td>84</td></tr> </tbody> </table> <p>◇H21 効果額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コミュニティ</td><td>546</td><td>546</td></tr> <tr><td>小地域</td><td>325</td><td>325</td></tr> <tr><td>高齢サポート</td><td>168</td><td>168</td></tr> <tr><td>センターパワーアップ*</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr><td>サービス</td><td>42</td><td>42</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,103</td><td>1,103</td></tr> </tbody> </table> <p>◇H22 効果額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業費</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>コミュニティ</td><td>546</td><td>546</td></tr> <tr><td>小地域</td><td>325</td><td>325</td></tr> <tr><td>高齢サポート</td><td>168</td><td>168</td></tr> <tr><td>センターパワーアップ*</td><td>22</td><td>22</td></tr> <tr><td>サービス</td><td>42</td><td>42</td></tr> <tr><td>合 計</td><td>1,103</td><td>1,103</td></tr> </tbody> </table>		事業費	一般財源	コミュニティ	546	546	小地域	325	325	高齢サポート	168	168	センターパワーアップ*	22	22	サービス	42	42	合 計	1,103	1,103		事業費	一般財源	コミュニティ	480	480	小地域	325	325	高齢サポート	157	157	センターパワーアップ*	22	22	サービス	35	35	合 計	1,019	1,019		事業費	一般財源	コミュニティ	66	66	小地域	0	0	高齢サポート	11	11	センターパワーアップ*	0	0	サービス	7	7	合 計	84	84		事業費	一般財源	コミュニティ	546	546	小地域	325	325	高齢サポート	168	168	センターパワーアップ*	22	22	サービス	42	42	合 計	1,103	1,103		事業費	一般財源	コミュニティ	546	546	小地域	325	325	高齢サポート	168	168	センターパワーアップ*	22	22	サービス	42	42	合 計	1,103	1,103	<p>○ 事業目的及び事業内容</p> <p>【①「コミュニティソーシャルワーク機能」配置促進事業費補助金】</p> <p>要援護者に対するセーフティネット体制構築のため、「見守り」「つなぎ」を行う「コミュニティソーシャルワーカー」を「中学校区」などに配置する市町村に対して助成。          ・580万円/1箇所(府1/2・市町村1/2) ・⑩実施箇所数:133箇所 ・事業開始:H16年度</p> <p>【②小地域ネットワーク活動推進事業補助金】</p> <p>住民参加による「支え合い・助け合い」活動体制整備のため、市町村を通じて「小学校区単位」での地域活動を支援する「市社協」に対して助成。          ・府1/2・市町村1/2 ・「地区福祉委員会」活動助成(500千円×530地区)          ・「コミュニティワーカー」設置費(3,000千円×114名) ・事業開始:H10年度</p> <p>【③高齢者医療・健康・福祉サポ-ト機能等支援事業】</p> <p>高齢要援護者等に対する「見守り」「つなぎ」機能強化のため、「府社協」に対して助成。          ・⑩「支援相談員」数48名 ・320万円/人 ・定額補助 ・事業開始:H16年度</p> <p>【④障がい者生活支援センターパワーアップ*事業】</p> <p>障がい者の地域生活支援と市町村相談体制強化のため、「ケアマネジメント推進員」を配置する市町村へ助成。          ・320万円/1箇所 ・府1/2・市町村1/2 ・⑩配置箇所:14箇所 ・事業開始:H16年度</p> <p>【⑤障がい者サービス利用サポ-ト事業】</p> <p>市町村相談支援機能の補完と施設入所者の地域移行促進のため、「地域生活サポ-ター」を配置する施設へ助成。          ・320万円/1箇所 ・定額補助 ・⑩実施箇所数:11箇所 ・事業開始:H17年度</p>	<p>1 見直しの考え方及び内容</p> <p>○各事業は平成21年度から廃止</p> <p>*①②は、市町村と調整の上、平成21年度から市町村が地域の実情を踏まえた事業実施ができるよう制度を再構築。</p> <p>*③相談員による在宅高齢者等へのサポート(社会貢献基金の貸付け事務など)、④⑤地域における相談支援体制を強化する事業          ⇒5年間で府の役割が終了</p> <p>*平成20年度は事業費を10%縮減。(①②を除く)</p>
	事業費	一般財源																																																																																																									
コミュニティ	546	546																																																																																																									
小地域	325	325																																																																																																									
高齢サポート	168	168																																																																																																									
センターパワーアップ*	22	22																																																																																																									
サービス	42	42																																																																																																									
合 計	1,103	1,103																																																																																																									
	事業費	一般財源																																																																																																									
コミュニティ	480	480																																																																																																									
小地域	325	325																																																																																																									
高齢サポート	157	157																																																																																																									
センターパワーアップ*	22	22																																																																																																									
サービス	35	35																																																																																																									
合 計	1,019	1,019																																																																																																									
	事業費	一般財源																																																																																																									
コミュニティ	66	66																																																																																																									
小地域	0	0																																																																																																									
高齢サポート	11	11																																																																																																									
センターパワーアップ*	0	0																																																																																																									
サービス	7	7																																																																																																									
合 計	84	84																																																																																																									
	事業費	一般財源																																																																																																									
コミュニティ	546	546																																																																																																									
小地域	325	325																																																																																																									
高齢サポート	168	168																																																																																																									
センターパワーアップ*	22	22																																																																																																									
サービス	42	42																																																																																																									
合 計	1,103	1,103																																																																																																									
	事業費	一般財源																																																																																																									
コミュニティ	546	546																																																																																																									
小地域	325	325																																																																																																									
高齢サポート	168	168																																																																																																									
センターパワーアップ*	22	22																																																																																																									
サービス	42	42																																																																																																									
合 計	1,103	1,103																																																																																																									

【主要検討事業21】障がい者就労支援関係事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 294 ( 252 )</p> <p>H20 本格予算見込額 229 ( 195 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 64 ( 57 )</p> <p>H21 効果額 294 ( 252 )</p> <p>H22 効果額 294 ( 252 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的・内容</b></p> <p>(1)障がい者に対して、一連の就労面の支援を行い、就労を促進する。52 (49)</p> <p>①企業開拓強化事業：34(34) 障がい者の就労実習・雇用先となる企業の開拓 目標：新規雇用企業開拓 150 社、訪問 1 万社</p> <p>②職場実習強化事業：12(12) 障がい者の職場実習協力企業への奨励金支給 障がい者実習 一人当たり 2 千円/日 目標：実習者数 500 人</p> <p>③職場定着支援強化事業：6(3) 就労アドバイザーの派遣による職場定着支援 就労支援アドバイザー(有償ボランティア;18名)派遣 2 千円/日</p> <p>(2)IT による障がい者の社会参加・就労支援拠点 「大阪府 IT ステーション」を運営する。242 (203)</p> <p>④IT ステーション運営費：63(63) IT ステーションの維持管理費・機器リース料等</p> <p>⑤障がい者 IT 総合推進事業：68(34) IT 講習会の実施経費</p> <p>⑥障がい者テレワーク推進事業：41(36) テレワーカー養成、及びテレワーク受注支援 ※テレワーカー：IT を利用した居宅等での就労者</p> <p>⑦障がい者 IT 就労支援事業等：70(70) 府庁からの IT ステーションへの業務発注支援等</p> <p>④～⑦委託/補助先：(社福)大阪障害者団体連合会</p> <p><b>2 事業開始年度</b></p> <p>(1)平成 19 年度 (2)平成 16 年度 (IT ステーション開所；平成 16 年 9 月)</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>(1)就労支援関係事業は平成 21 年度廃止・再構築(事業①②は平成 20 年度 10%減、事業③は平成 20 年度から廃止)</p> <p>障がい者就労支援事業は、ハローワーク等との役割分担を踏まえ、国庫補助事業(就業・生活支援センター事業)等を活用しながら、労働、教育政策等の関連事業との関係整理を行い、再構築。</p> <p>※就業・生活支援センター事業(国庫補助事業)：②84(42) ②18 箇所で、障がい者の地域における就労・生活支援の充実を図る</p> <p>(2)IT ステーション関係事業は平成 20 年 8 月～見直し 大阪府 IT ステーション関係事業は平成 21 年度から公募制を導入。平成 20 年度は経費の縮減を行う。(△55 百万円)</p> <p><b>2 実施時期</b> 平成 20 年 8 月</p>

【主要検討事業22】障がい者福祉作業所運営助成費

(単位:百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】																								
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 474 ( 474)</p> <p>H20 本格予算見込額 474 ( 474)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 0 ( 0)</p> <p>H21 効果額 0 ( 0)</p> <p>H22 効果額 0 ( 0)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p><b>障がい者福祉作業所事業運営補助金</b> 474(474)</p> <p>在宅障がい者が通所する作業所の助成を行う市町村への補助</p> <p>【府 1/2・市町村 1/2(補助実績 27 市町村)】</p> <p>I 型(定員 7~9 人) 650 万円/年 II 型(定員 5~6 人) 450 万円/年</p> <p>&lt;作業所運営補助実績箇所&gt;</p> <table border="1" data-bbox="465 627 1180 786"> <thead> <tr> <th></th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>75</td> </tr> <tr> <td>II 型</td> <td>257</td> <td>203</td> <td>143</td> <td>124</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>103</td> </tr> </tbody> </table> <p>※H18 以前は区分が異なるため合計のみ</p> <p>※作業所：小規模作業所、共同作業所 障害者自立支援法による授産施設、福祉工場等と異なり、法で定められた自立支援給付等の対象にならない小規模な施設。</p>		H15	H16	H17	H18	H19	I 型					75	II 型	257	203	143	124	28	合計					103	<p><b>1 見直しの考え方及び見直し内容</b></p> <p>○障害者自立支援法施行前に開設された作業所は、平成 23 年度まで補助。 法施行後に開設された作業所は設立後 5 年間補助。</p> <p>[参考] 旧法体系の施設は、平成 23 年度までに自立支援法体系のいずれかのサービス提供を行う事業所に移行</p> <p><b>2 実施時期</b> 平成 20 年 8 月</p>
	H15	H16	H17	H18	H19																					
I 型					75																					
II 型	257	203	143	124	28																					
合計					103																					

【主要検討事業23】病院事業費負担金・病院事業貸付金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 16,339 (13,894)</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 15,854 (13,634)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 485 (260)</p> <p><u>H21 効果額</u> 565 (340)</p> <p><u>H22 効果額</u> 未定 (未定)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的・内容</b></p> <p>(1) 病院事業費負担金 13,894(13,894) (障害者リハビリテーションセンター分含む) 救急医療の確保など、行政が負担すべき経費や不採算医療の経費に対する負担金 ～地方独立行政法人法第85条～</p> <p>(2) 病院事業費貸付金 2,445( 0) 府立の病院の施設増改築及び資産購入(医療機器等)に要する貸付金 ～地方独立行政法人法第41条～</p> <p><b>2 事業開始年度</b></p> <p>府立の5病院に対する負担金・貸付金については、平成18年4月の独立行政法人化より。 障害者リハビリテーションセンターに係る運営負担金については、平成19年4月より。</p>	<p><b>1 見直しの考え方及び内容</b></p> <p>(1) 負担金 平成20、21年度は、中期計画達成(不良債務解消)に影響を与えないことを前提に最大限の経営努力により額を縮減 H20：▲260百万円、H21：▲340百万円</p> <p>(2) 貸付金 平成20、21年度は、10%の経費縮減 但し、20年度の母子センターの耐震工事は縮減対象外 (事業費 H20：▲225百万円、H21：▲225百万円)</p>

【主要検討事業24】地域就労支援事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 93 ( 93 )</p> <p>H20 本格予算見込額 0 ( 0 )</p> <p style="text-align: center;">* 交付金化</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 93 ( 93 )</p> <p>H21 効果額 93 ( 93 )</p> <p>H22 効果額 93 ( 93 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>障がい者、母子家庭の母親、中高年齢者等、働く意欲がありながら様々な就労阻害要因のために就労できない就職困難者に対する就労支援事業を実施する市町村に対し補助等を行う。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>○地域就労支援事業費補助金 90,618 千円</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域就労活性化事業（講習・講座、事業広報等）</li> <li>・広域連携事業（複数市町村による共同事業等）</li> <li>・コーディネーター活動推進事業（コーディネーター設置経費）</li> </ul> <p>【事業主体】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施主体 市町村 ※政令市を除く (19年度 41市町村、63地域就労支援センター)</li> </ul> <p>【補助の考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 1/2</li> <li>・補助限度額 1市町村あたり5百万円（基本）</li> </ul> <p>○地域就労支援コーディネーター養成研修委託 1,270 千円 ：養成講座の企画・実施</p> <p>○地域就労支援促進事業 1,053 千円 ：事業実施に伴う新たな課題等の検討調査</p> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <p>平成14年度</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>平成14年度の制度導入後、既に6年を経過しているが、相談人数あたりの補助コストが約2.8万円/件*、就労者あたりの補助コストが約13万円/人*と割高であり、廃止を求める。 (※コストは、H20通年見込額を⑧相談実人数、就労者で除したもの)</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>本補助金としては廃止し、他の市町村向けの相談事業補助金と併せて交付金制度を創設。 市町村の担当者に対する人材養成事業は別途実施</p> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>平成20年8月</p>

【主要検討事業25】小規模事業経営支援事業費補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 2, 4 3 2 ( 2, 4 3 2 )</p> <p>H20 本格予算見込額 2, 2 1 5 ( 2, 2 1 5 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 2 1 7 ( 2 1 7 )</p> <p>H21 効果額 4 8 6 ( 4 8 6 )</p> <p>H22 効果額 4 8 6 ( 4 8 6 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>小規模事業者等の振興を図るため、府内商工会・商工会議所及び大阪府商工会連合会が行う経営改善普及事業等に対して補助を行う。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>○商工会・商工会議所・商工会連合会等に対する補助 【2, 2 5 8百万円】</p> <p>(補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 (経営指導員等 372 人)</li> <li>・事業費 (セミナー・講習会開催、記帳指導、普及啓発 等)</li> <li>・事務費 (経営指導に要する旅費、調査研究費 等)</li> </ul> <p>○商工会議所及び商工会連合会で共同設置している地域貢献型企業経営サポートセンターに対する補助 【1 7 4百万円】</p> <p>(補助内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費 (経営指導員等 16 人)</li> <li>・事業費 (セミナー・講習会開催、嘱託専門指導員 等)</li> <li>・事務費 (経営指導に要する旅費、調査研究費 等)</li> </ul> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <p>昭和 35 年度</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考：経営指導員の相談指導件数の推移】</p> <p>⑯ 1 2 4, 0 1 9 件</p> <p>⑰ 1 2 4, 7 7 9 件</p> <p>⑱ 1 4 5, 6 7 8 件</p> </div>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>相談件数に対する補助コストが高く(約 1.7 万円/件*)、また、人件費補助中心となっている現状を踏まえ、補助制度を事業費補助に抜本的に見直し、小規模事業者等のニーズを踏まえた事業として再構築を行う。</p> <p>(※コストは、H20 通年見込額を⑱相談指導件数で除したもの)</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>○補助制度の見直しを行うことにより、事業費の縮減を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度は人件費▲12%、事業費▲20% 平成 21 年度は▲20%</li> </ul> <p>○補助制度の抜本の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人件費補助から事業費補助に転換</li> <li>・事業目標の設定と評価の仕組みの導入 (第三者評価委員会の設置、P D C A サイクルの導入) ⇒実績に応じた補助に</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>平成 20 年 8 月</p>

【主要検討事業26】企業立地促進補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 4, 9 6 0 ( 4, 9 6 0 )</p> <p>H20 本格予算見込額 4, 4 1 7 ( 4, 4 1 7 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 1 4 5 ( 1 4 5 )</p> <p>H21 効果額 9 3 ( 9 3 )</p> <p>H22 効果額 4 0 ( 4 0 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 大阪府企業立地促進条例に基づき、大阪産業の高度化及び、活性化を図るため、府内の対象地域における企業の立地・投資に必要な経費の一部を補助する。</p> <p><b>2 事業内容</b> (※金額等は、通年見込みによる)</p> <p>(1)先端産業補助金(大規模投資等) 補助対象：成長有望分野のうち、先端的な事業と認める工場や研究開発施設の新設にかかる経費 ・シャープ堺浜立地関連(4社) 28億6,000万円</p> <p>(2)府内中小企業等投資促進補助金 補助対象：工場又は研究開発施設の新築・増改築にかかる経費(大企業は先端産業に限る。) ・3億5,000万円</p> <p>(3)新規事業補助金 補助対象：新商品の生産や新生産方式の導入等を行うため土地を購入等し、施設を設置するための経費 ・1億1,400万円&lt;債務負担行為 2億1,400万円&gt;</p> <p>(4)外資系企業進出促進補助金 補助対象：成長有望分野かつ先端産業で、国内本部機能の設置、拡充を行う外資系企業の建物賃借料 ・3,000万円</p> <p>(5)その他(継続分等) 45社(予定) ・16億600万円</p> <p><b>3 事業開始年度</b> 平成9年度(現行制度は、平成19年度～)</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模な立地があった場合の巨額の財政負担</li> <li>・法人事業税の税制改正 などを踏まえ、負担軽減を図るため補助制度見直しを図る。</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・先端産業補助金について、1地域あたり(産業拠点ごと)の補助額を150億円上限とする。</li> <li>・メニューを特化し、新規事業補助金等を廃止。</li> <li>・中小企業等投資促進補助の予算枠管理</li> <li>・現行補助制度の時限設定(～平成22年度)</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年8月</p>



【主要検討事業 27】家畜保健衛生所再編整備事業費

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 9 6 7 ( 3 6 2 )</p> <p>H20 本格予算見込額 0 ( 0 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 9 6 7 ( 3 6 2 )</p> <p>H21 効果額 0 ( 0 )</p> <p>H22 効果額 0 ( 0 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>高病原性鳥インフルエンザ等の動物由来感染症に対する危機管理対策を講じるため、りんくうタウン隣接地に整備される府立大学（獣医学科・獣医学研究科）と併せて整備。</p> <p><b>2 事業内容（施設の概要）</b></p> <p>(1)全体事業費 約 1 0 億円 内訳 工事費・備品費等（6 0 6 百万円） 土地取得費 （3 6 1 百万円）</p> <p>(2)地上 3 F 延床面積約 1,208 m<sup>2</sup></p> <p>(3)焼却炉、検査室、解剖室などの施設設備を府立大学と共用する。</p> <p>(4)統合により、職員定数の 7 人減及び跡地売却を行い、概ね 10 年で事業費相当額を捻出する。</p> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 19 年度 基本・実施設計等 (執行済み 18 百万円)</li> <li>・平成 21 年度～建設工事</li> <li>・平成 22 年度 開設</li> </ul>	<p><b>1 見直しの考え方・内容</b></p> <p>財政状況に鑑み、平成 20 年度は着工見送り。 着工に係る事前準備が行えるよう、債務負担行為(② 0 債)を設定する。</p> <p><b>2 実施時期</b></p> <p>平成 20 年度</p>

【主要検討事業28】廃棄物処理対策整備推進事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 1 ( 1 )</p> <p>H20 本格予算見込額 0 ( 0 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 1 ( 1 )</p> <p>H21 効果額 1 ( 1 )</p> <p>H22 効果額 1 ( 1 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>府内で排出される魚あらの適正処理とリサイクルの推進のため、府と市町村で組織する協議会（事務局：大阪府）を通じて共同で処理委託を行う</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>①協議会が魚あらの処理を業者に委託 ・委託料は、処理に要する経費からリサイクル品販売収益を差し引いた額 ・府と市町村の負担割合は、府 22.5%、大阪市 55%、その他市町村 22.5%としている</p> <p>②平成 20 年度では、魚あら処理の方向性、今後の整備の可否、府市負担割合の検討など、今後の処理方策について検討するための調査を実施</p> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <p>①施設整備に対する補助 昭和 60 年度：1.5 億円（府：大阪市＝1：1） 昭和 62 年度：2.5 億円 （府：大阪市：市町村＝2：3：1） 平成 7 年度：20.3 億円 （国庫 2 億円、残額は上記負担割合）</p> <p>②共同処理委託方式は平成 6 年度から</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>・魚あらは事業系一般廃棄物（排出者に処理責任、市町村が総括的責任）であり、府は市町村等の連携が円滑に進むよう仲介的役割を担うに止まるべき</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>①協議会の運営経費のみ負担 ②魚あら処理委託料等への府負担の廃止 ③調査委託に関し府負担なし</p> <p><b>3 実施時期</b></p> <p>平成 20 年度</p>

【主要検討事業29】安威川ダム、榎尾川ダム事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 11,059 (1,120)</p> <p>H20 本格予算見込額 10,505 (847)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 67 (4)</p> <p>H21 効果額 1,700 (77)</p> <p>H22 効果額 — (—)</p>	<p>◆安威川ダム事業 堤高：76.5m 総貯水容量：1,800万m<sup>3</sup></p> <p><b>1 事業目的</b> 治水・利水（1万m<sup>3</sup>/日）80mm/hの雨量に対応</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業費 1,370億円</li> <li>残事業費 673億円（H20～）（府負担285億円）</li> <li>・単独事業費 181億円</li> <li>残事業費 57億円（H20～）（府負担46億円）</li> </ul> <p>*用地買収率99%、付替府道70%（H19末）</p> <p>*H21ダム本体着工、H22年度上期 付替道路の全線供用 H20年代半ば治水効果の発揮</p> <p><b>3 事業開始年度</b> 昭和51年度～</p>	<p>◆安威川ダム・榎尾川ダム事業（共通）</p> <p><b>1 見直しの考え方</b></p> <p>財政状況に鑑み、事業スピードを見直す (主要プロジェクトとして点検)</p> <p>◆安威川ダム事業</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>平成21年度は、本体着工（事業費：約400億円（H21～H28））を見送り</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成21年度</p>
<p>※（ ）は一般財源</p>	<p>◆榎尾川ダム事業 堤高：43m 総貯水容量：140万m<sup>3</sup></p> <p><b>1 事業目的</b> 治水 50mm/hの雨量に対応</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業費 128億円（H13時点計画）</li> <li>残事業費 92億円（H20～）（府負担46億円）</li> </ul> <p>※別に単独事業費執行済額 1.7億円</p> <p>*用地買収率92%、付替府道30%（H19末）</p> <p>*H20ダム本体着工、H22付替道路暫定供用、 H20年代半ば治水効果の発揮</p> <p><b>3 事業開始年度</b> 平成3年度～</p>	<p>◆榎尾川ダム事業</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>平成20年度は、本体着工（事業費：36.8億円（H20～H26））を見送り</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年度</p>

【主要検討事業30】泉佐野丘陵緑地整備事業

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】																																																																					
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 1 5 9 ( 3 1 )</p> <p>H20 本格予算見込額 1 ( 1 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 1 5 8 ( 3 0 )</p> <p>H21 効果額 — ( — )</p> <p>H22 効果額 — ( — )</p> <p>※商工労働部 境界杭設置、廃屋撤去工事費</p> <p>H20 本格予算見込額 3 6 ( 3 6 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 産業団地として買収された旧泉佐野コスモポリス跡地を、府が取得し、公園（緑地）を整備。</p> <p><b>2 事業内容</b> ( 1 ) 建設事業費</p> <table border="1" data-bbox="515 614 1164 1077"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">執行済み</th> <th colspan="2">見込</th> </tr> <tr> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21~26年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>用地費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>15,497</td> <td>6,841</td> <td>8,656</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>基本設計・調査</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>45</td> <td>30</td> <td>15</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実施設計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>115</td> <td></td> <td>12</td> <td>0</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>整備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2,325</td> <td></td> <td>80</td> <td>36</td> <td>2,210</td> </tr> <tr> <td>合 計 17,982</td> <td>6,870</td> <td>8,763</td> <td>36</td> <td>2,313</td> </tr> <tr> <td>(国庫) 1,089</td> <td></td> <td>5</td> <td>0</td> <td>1,084</td> </tr> <tr> <td>(地活債) 11,990</td> <td>5,130</td> <td>5,939</td> <td>0</td> <td>921</td> </tr> <tr> <td>(一財) 4,903</td> <td>1,740</td> <td>2,819</td> <td>36</td> <td>308</td> </tr> </tbody> </table> <p>( 2 ) 維持管理費 管理運営費 1 ( 1 )</p> <p><b>3 事業開始年度</b> 平成 18 年度</p>		執行済み		見込		18年度	19年度	20年度	21~26年度	用地費					15,497	6,841	8,656	0		基本設計・調査					45	30	15	0		実施設計					115		12	0	103	整備工事					2,325		80	36	2,210	合 計 17,982	6,870	8,763	36	2,313	(国庫) 1,089		5	0	1,084	(地活債) 11,990	5,130	5,939	0	921	(一財) 4,903	1,740	2,819	36	308	<p><b>1 見直しの考え方</b> 財政状況に鑑み、事業見直し。</p> <p><b>2 見直し内容</b> ・平成 20 年度は、実施設計及び整備工事を見送り。 ・民間の協力も含めた整備手法について検討するため、運営会議を設置。</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成 20 年度</p>
	執行済み		見込																																																																				
	18年度	19年度	20年度	21~26年度																																																																			
用地費																																																																							
15,497	6,841	8,656	0																																																																				
基本設計・調査																																																																							
45	30	15	0																																																																				
実施設計																																																																							
115		12	0	103																																																																			
整備工事																																																																							
2,325		80	36	2,210																																																																			
合 計 17,982	6,870	8,763	36	2,313																																																																			
(国庫) 1,089		5	0	1,084																																																																			
(地活債) 11,990	5,130	5,939	0	921																																																																			
(一財) 4,903	1,740	2,819	36	308																																																																			

【主要検討事業31】府営住宅（建替え、管理等）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額</p> <p>【建設】</p> <p>40,005 ( 3,512)</p> <p>【管理】</p> <p>12,443 (▲29,780)</p> <p>H20 本格予算見込額</p> <p>【建設】</p> <p>31,161 ( 3,043)</p> <p>【管理】</p> <p>11,805 (▲30,745)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額</p> <p>【建設】</p> <p>8,843 ( 469)</p> <p>【管理】</p> <p>637 ( 965)</p> <p>H21 効果額</p> <p>【管理】</p> <p>637 (1,276)</p> <p>H22 効果額</p> <p>【管理】</p> <p>637 (1,506)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>住宅に困窮する府民の居住を安定的に確保するため、公営住宅を公正・公平に提供。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>○管理戸数：13.6万戸 (うち大阪市内1.4万戸、堺市内2.9万戸 うち昭和40年代に建築されたもの6.9万戸)</p> <p>○中心的住戸タイプ：3DK</p> <p>○平均家賃：25,000円程度 (3DK、第1分位の場合)</p> <p>○入居者資格：月収20万円以下 (改正後は15.8万円以下に)</p> <p>○予算の内訳（平成20年度予定）</p> <p>建設系：312億円 (建替え、計画修繕、耐震改修等)</p> <p>管理系：118億円 (公社人件費、施設・設備の維持点検等)</p> <p>※別途、上記以外に、基金積立金、起債元利償還、府有資産所在市町村交付金、職員人件費あり</p> <p>○使用料（家賃）収入：約340億円</p> <p>※管理については、府住宅供給公社が代行</p> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <p>昭和26年度（公営住宅法施行）</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営の効率化、持続可能性の点検 長期的に見た管理戸数については、今後の社会情勢の変化に応じて、適切に見直すことが必要（団地の統廃合、住棟単位での経営廃止等） 家賃の減免制度については、国の家賃制度改正（平成21年4月施行）に合わせて見直し</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <p>①管理費の縮減（▲10%） 公社人件費の縮減、経営合理化（コスト縮減、入札等） ⇒指定管理者制度（公募型）をモデル実施【平成22年度中】</p> <p>②計画修繕 平成20～22年度の計画修繕は、現状の実施規模を維持したうえで、地方負担ベースで20%削減を実施</p> <p>③建替え整備 平成20～22年度の建替えは、地方負担ベースで20%削減を実施</p> <p>④府営住宅整備基金の活用 平成20～22年度まで計画修繕の地方負担ベースの20%相当に基金を充当することにより、現状の実施規模を維持する。なお、平成20年度に限り、建替（直接建設）及び計画修繕についてさらに基金を活用</p> <p>*府営住宅整備基金 同住宅用地の売却益を将来の整備財源として積立</p> <p>⑤減免制度 セーフティネットに相応しいものに再構築 【平成21年度中】</p> <p><b>3 実施時期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度</li> </ul>

【主要検討事業32】密集住宅市街地整備促進補助金

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 2 3 8 ( 2 3 8 )</p> <p>H20 本格予算見込額 1 5 0 ( 1 5 0 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 8 8 ( 8 8 )</p> <p>H21 効果額 8 8 ( 8 8 )</p> <p>H22 効果額 8 8 ( 8 8 )</p>	<p><b>1 事業目的</b> 密集住宅市街地の居住環境の改善や防災性向上のため、老朽建築物の除却や建替え、基盤整備等を行う市町村に対して補助。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象 老朽建築物の除却・建替え、公共施設整備等に必要な経費</li> <li>・補助率 1/4 (国 1/2)、1/6 (国 1/3) 等</li> <li>・進捗状況 (H19 までの見込み) 府費ベースで約 42%</li> </ul> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」 21 市町 39 地区、2,421ha</li> <li>・密集事業の事業中地区 6 市 7 地区、1,354ha 豊中 (庄内、豊南町) 守口 (大日・八雲東町) 門真 (門真市北部) 高石 (高石駅西) 寝屋川 (寝屋川) 東大阪 (若江・岩田・瓜生堂)</li> </ul> <p><b>3 事業開始年度</b> 昭和 58 年度</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> 府と市町村の役割分担を明確にし、府が補助を行う意義や必要性を精査。</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村との役割分担の観点から、府が補助する事業箇所を防災機能の強化に効果的な箇所限定・重点化。</li> <li>※密集市街地の整備については、防災機能の強化を図るため、併せて、他の既存制度 (土地区画整理・再開発等) や各種規制・誘導策、財団法人大阪府都市整備推進センターの活用等により、効果的な事業の実施に努める。</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b> 平成 20 年度</p>
<p>※ ( ) は一般財源</p>		

【主要検討事業33】箕面森町（箕面北部丘陵整備事業会計繰出金）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 3, 7 6 7 ( 3, 7 6 7 )</p> <p>H20 本格予算見込額 3, 2 2 5 ( 3, 2 2 5 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 5 4 2 ( 5 4 2 )</p> <p>H21 効果額 未定 ( 未定 )</p> <p>H22 効果額 未定 ( 未定 )</p> <p>※特別会計繰出金の額を記載 ※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 箕面北部丘陵地域において、豊かな自然を享受できる居住空間を確保し、世代を超えて誰もがいきいきと暮らせる健康で快適な都市環境の形成を図る。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画面積：314ha（当初計画：同左）</li> <li>・計画戸数：2,900戸（当初計画：5,000戸）</li> <li>・計画人口：9,600人（当初計画：16,500人）</li> <li>・事業施行期間：平成8～27年度まで</li> <li>・事業費：985億円 （うち残工事費219億円）</li> <li>・事業手法：特定土地地区画整理事業</li> </ul> <p>※第1区域（府が主体となって整備）において、都市基盤施設等の整備や維持管理、保留地処分等をPFI手法により実施</p> </div> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成3年度 事業主体を府企業局に決定</li> <li>・平成7年度 都市計画決定</li> <li>・平成8年度 事業計画大臣認可取得 （平成11年2月 オオタカの営巣発見）</li> <li>・平成13年2月 事業見直し案公表</li> </ul>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1区域は、引き続き事業の完成をめざす。但し、財政状況に鑑み、住民生活に最大限配慮しつつ、工事の実施時期を精査。</li> <li>・第2区域は、民間地権者により開発。</li> <li>・第3区域（施設誘致地区）は、新名神高速道路の残土受入に伴い、西日本高速道路(株)が粗造成を実施。府は当該区域の施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を精査の上、粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断。</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1区域は、森林公園等整備工事を当面見合わせるとともに、平成20年度の工事発注時期を精査。</li> <li>・職員給、維持管理費、事務費等の縮減 （全庁方針に沿った対応）</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年度（平成21年度以降の効果額は今後精査）</p>

【主要検討事業34】警察官定数（政令定数外）

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 4, 7 2 7 ( 4, 7 2 7 )</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 4, 6 2 7 ( 4, 6 2 7 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 1 0 0 ( 1 0 0 )</p> <p><u>H21 効果額</u> 2 2 3 ( 2 2 3 )</p> <p><u>H22 効果額</u> 2 7 5 ( 2 7 5 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 政令を上回る警察官の単独定数が存在。 また、警察官OBを非常勤の「警察専門嘱託員」として雇用し、警察官等に代わって行える補助的業務を担わせることにより、実質的な警察官の増員効果を確保。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察官の単独定数 道路交通法に基づき一般職員として配置していた交通巡視員（520人）を警察官に身分切り替え（昭和51～53年度） その後の累次の政令定数増については、その同数を条例定数に上乗せ（単独定数未解消） ※他府県においても、交通巡視員振替相当の政令定数外警察官定数が同様に存在。</li> <li>警察専門嘱託員 19年度の予算上の定数は1,080人であり、主に、交番相談員（449人）、子供の安全見守り隊サポーター（19人）のほか、車庫調査員、寮監等として配置</li> </ul> <p><b>3 事業開始年度</b> 警察官単独定数 昭和51年度</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> 府民の安心安全を確保する観点から、今後も警察官の再配置等による業務執行体制の見直しに努める。</p> <p><b>2 見直し内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警察官単独定数 警察官単独定数を維持する。引き続き、現場で直接治安維持に当たる警察官の確保に努める。</li> <li>警察専門嘱託員 一層の効率的・効果的な配置に努めることにより、同嘱託員数を縮減（平成22年度までに1020人に縮減） 〔19年度1,080人、20年度1,067人⇒22年度1,020人〕 （報酬月額は、全庁方針に沿い平成20年8月から▲6%） 引き続き更なる経費の縮減に取り組む</li> </ul> <p><b>3 実施時期</b> 平成21年度</p>



【主要検討事業35】警察施設（署、交番等）の建替え等

（単位：百万円）

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p><u>H20 通年見込額</u> 2, 309 ( 765)</p> <p><u>H20 本格予算見込額</u> 759 ( 317)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p><u>H20 効果額</u> 1, 178 ( 353)</p> <p><u>H21 効果額</u> 33 ( ▲6)</p> <p><u>H22 効果額</u> 33 ( ▲6)</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 老朽化、狭隘化等の著しい警察施設（警察署、交番等）の建替え等を計画的にすすめる。</p> <p><b>2 事業内容</b> ○警察署（全64署）の計画的な建替え等 ⇒新本部庁舎建設期間中は見合わせ 現在、概ね1年1署着工のペース 《事業中箇所》 ・西堺 H18～20 工事（H20.5 竣工） ・布施 H19 実施設計、H20～22 工事 ※次期建替え署は未定 ○第二枚方署（仮称）の整備 過密状況にある枚方署の分署 H20 基本設計、H21 実施設計、H22～24 工事 ○女性専用留置施設の整備 過密収容が慢性化している留置施設の拡充 H19 基本・実施設計、H20～21 工事 ○交番（全609箇所）の計画的な建替え等 毎年、計画的に10箇所前後を建替え</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> ・当面、計画の一部見合わせや執行方法の変更 （保有資産の処分など財源確保方策を検討）</p> <p><b>2 見直し内容</b> ・第二枚方署（仮称）は予定どおり、平成20年度に基本設計に着手 ・それ以降の建替え等は保有資産の処分などの財源確保方策及び財政状況の改善等を見極めたうえで判断。 ・布施署、女性専用留置施設はすでに実施設計済みであり、それぞれ、老朽・狭隘化の状況や留置施設の慢性的過密状態を考慮し、計画どおり推進。 ・布施署用地について、府水道部からの有償取得（約11億円）を取り止め、賃借（平年ベース約2,800万円）とする。 ・交番の整備等は、全庁方針に沿い、平成20年度は事業費を2割縮減する。</p> <p><b>3 実施時期</b> 平成20年度（平成21年度以降の取扱いは改めて判断）</p>

【主要検討事業36】教育関係非常勤職員費

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 7, 6 9 6 ( 7, 6 9 6 )</p> <p>H20 本格予算見込額 7, 3 0 6 ( 7, 3 0 6 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 3 9 0 ( 3 9 0 )</p> <p>H21 効果額 6 2 0 ( 6 2 0 )</p> <p>H22 効果額 7 8 9 ( 7 8 9 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b> 標準法に基づく教職員定数とは別に、教職員OBの非常勤職員を学校現場に配置。</p> <p><b>2 事業内容</b> ○特別嘱託員・若年特別嘱託員〔⑳通年 7,056 百万円〕 (非常勤報酬：特嘱 月 151 千円、若特 月 215 千円) ：週 3 0 H 勤務、2, 3 5 9 人 ・H15 以降の任用者は授業 ( 8 H ) を担当 ・学校現場における教育諸課題への対応 (生徒指導、いじめ、不登校、障がい児、帰国子女、地域連携など)</p> <p>※・17 年度末で制度廃止 ( 知事部局・警察と共通制度 ) 。 ・現在は、17 年度までに雇用したもののみ。 ・雇用期間は 1 年だが、勤務成績が良好であると認められる者は、若特は満 60 歳 ( 特嘱は満 63 歳 ) に達する日の属する年度の末日までを限度として更新を繰り返すことができる。</p> <p>○教育専門員〔⑳通年 640 百万円〕 (非常勤報酬：月 101 千円) ：週 2 0 H 勤務、4 3 2 人 ・学校現場における教育諸課題への対応 ・授業は担当せず</p> <p>※・教育委員会の独自の制度。 ・雇用期間は 1 年だが、勤務成績が良好であると認められる者は、満 63 歳に達する日の属する年度の末日までを限度として更新を繰り返すことができる。</p> <p><b>3 事業開始年度</b> ○特別嘱託員 : 昭和 53～平成 17 年度 ○若年特別嘱託員 : 平成 9～17 年度 ○教育専門員 : 平成 18 年度～</p>	<p><b>1 見直しの考え方</b> ・学校現場における教育諸課題に対しては、基本的に標準法定数に基づく教職員で対応。 ・授業を担当しない教育専門員の制度は廃止。</p> <p><b>2 見直し内容</b> ○特別嘱託員・若年特別嘱託員 ・単価について、6 % 縮減 ・特別嘱託員・若年特別嘱託員の授業への一層の活用を検討 ○教育専門員 ・単価について、6 % 縮減 ・制度廃止 ( 新規任用しない )</p> <p><b>3 実施時期</b> ○特別嘱託員・若年特別嘱託員：平成 20 年 8 月 ○教育専門員：平成 20 年 8 月 ( 単価縮減 ) 平成 21 年 4 月 ( 新規任用しない )</p>

【主要検討事業37】時間講師・府立学校教務事務補助員等雇用費

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 5, 6 1 4 ( 5, 6 1 4 )</p> <p>H20 本格予算見込額 5, 1 3 1 ( 5, 1 3 1 )</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 4 8 4 ( 4 8 4 )</p> <p>H21 効果額 1, 9 6 8 ( 1, 9 6 8 )</p> <p>H22 効果額 1, 9 6 8 ( 1, 9 6 8 )</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員定数とは別に、業務代替や各校種の特殊事情に応じて非常勤の時間講師を配置</li> <li>・府立学校における教務事務等の補助のため、非常勤補助員等を雇用</li> </ul> <p><b>2 事業内容</b></p> <p>○時間講師〔<u>②0通年 4, 3 7 5 百万円</u>〕 (報酬：月 9,900 円/H・週＋通勤加算) …校種に概ね共通する配置理由</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>〔初任者研修代替、教科調整、体育実技軽減、クラブ活動 高齢者部分休業・育児短時間代替、首席授業軽減〕</p> </div> <p>(内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校 ②0通年 4,639H (特嘱活用▲4,313H含む)</li> <li>・中学校 ②0通年 5,339H (特嘱活用▲3,228H含む) ：進路指導対応、夜間学級、免許外担任解消等</li> <li>・高 校 ②0通年 13,668H (特嘱活用▲ 374H含む) ：生徒指導、障がい者対策、専門科・選択制対応等</li> <li>・特別支援 ②0通年 4,409H (特嘱活用▲ 310H含む) ：医療的ケア(看護師)、特別教科(医師)等</li> <li>・高 専 ②0通年 266H</li> </ul> <p>○教務事務補助員等〔<u>②0通年 1, 2 3 9 百万円</u>〕 (賃金職員・役務費：日額5,410円他)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・テスト用紙印刷など教務事務の補助</li> <li>・実習助手や校務員など定数削減の代替</li> </ul> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間講師：－</li> <li>○教務事務補助員等：昭和 42 年度～</li> </ul>	<p><b>1 見直しの考え方</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間講師は、事業総量抑制の観点から、縮減。</li> <li>・定数代替等は、標準法を超過していた定数を削減した代替措置などであり、今後の校務の効率化等を検討し見直し。</li> </ul> <p><b>2 見直し内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間講師 <ul style="list-style-type: none"> <li>・単価の見直しや効率的な執行により、20%縮減 (平成 20 年度は 10%縮減)</li> </ul> </li> <li>※活用目的は時間数総量の中で優先順位付け。</li> <li>○教務事務補助員等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 20 年度 単価の縮減に加え、10%縮減し、20 年度末で廃止。(除く病休代替等)</li> <li>・校務員削減代替は、平成 20 年度 10%縮減し、21 年 4 月で一般管理費と統合。</li> </ul> </li> </ul> <p><b>3 実施時期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間講師 平成 20 年 8 月 (10%縮減) 平成 21 年度 (20%縮減)</li> <li>○教務事務補助員等 平成 20 年 8 月(単価の縮減に加え、10%縮減) 平成 21 年 3 月末 (全廃)</li> </ul>

【主要検討事業38】35人学級編制

(単位：百万円)

予算額等	現 状	見 直 し 内 容 【府案】																																																										
<p><b>予 算</b></p> <p>H20 通年見込額 3,048 (3,048)</p> <p>H20 本格予算見込額 3,048 (3,048)</p> <p><b>効果見込額</b></p> <p>H20 効果額 0 (0)</p> <p>H21 効果額 未定 (未定)</p> <p>H22 効果額 未定 (未定)</p> <p>* 金額は単独加配教員の 人件費を記載</p> <p>※ ( ) は一般財源</p>	<p><b>1 事業目的</b></p> <p>小学校1・2年生は、学校生活の基礎を築くべき時期であり、基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けさせるため、35人学級編制を行い、学級の担任や友達との好ましい人間関係のもとで学級の機能を活かしたきめ細かな指導を行う。</p> <p><b>2 事業内容</b></p> <table border="1" data-bbox="465 651 1344 1050"> <thead> <tr> <th rowspan="3">年度</th> <th colspan="2" rowspan="2">学級編制基準</th> <th colspan="5">実績及び見込み</th> </tr> <tr> <th colspan="3">必要教員数</th> <th rowspan="2">国定数</th> <th rowspan="2">府単独</th> </tr> <tr> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>1学年</th> <th>2学年</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H16</td> <td>38</td> <td>40</td> <td>97</td> <td>—</td> <td>97</td> <td>45</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>H17</td> <td>38</td> <td>38</td> <td>98</td> <td>121</td> <td>219</td> <td>148</td> <td>71</td> </tr> <tr> <td>H18</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>265</td> <td>99</td> <td>364</td> <td>158</td> <td>206</td> </tr> <tr> <td>H19</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>283</td> <td>269</td> <td>552</td> <td>178</td> <td>374</td> </tr> <tr> <td>H20</td> <td>35</td> <td>35</td> <td>284</td> <td>265</td> <td>549</td> <td>178</td> <td>371</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ ①40人⇒35人で増となるクラス数×1名の教員を増員 ②国定数は、指導方法等改善の国加配定数を活用</p> <p><b>3 事業開始年度</b></p> <p>平成16年度から19年度の4年間で38人学級編制から35人学級編制へと段階的に移行</p>	年度	学級編制基準		実績及び見込み					必要教員数			国定数	府単独	1学年	2学年	1学年	2学年	計	H16	38	40	97	—	97	45	52	H17	38	38	98	121	219	148	71	H18	35	38	265	99	364	158	206	H19	35	35	283	269	552	178	374	H20	35	35	284	265	549	178	371	<p><b>1 見直しの考え方・内容</b></p> <p>小学校1・2年生において35人を基準とした少人数学級編制を行うこととするが、平成21年度以降、国加配定数の活用により、単独加配371人の削減(縮減)を行い府負担の軽減を図るとともに、学習集団としての適正規模の確保について検討する。</p> <p><b>2 実施時期</b></p> <p>平成21年度～</p>
年度	学級編制基準				実績及び見込み																																																							
			必要教員数			国定数	府単独																																																					
	1学年	2学年	1学年	2学年	計																																																							
H16	38	40	97	—	97	45	52																																																					
H17	38	38	98	121	219	148	71																																																					
H18	35	38	265	99	364	158	206																																																					
H19	35	35	283	269	552	178	374																																																					
H20	35	35	284	265	549	178	371																																																					

## 人件費の抑制

- 府職員の給料水準は、既に全国最低レベルとなっているが、「収入の範囲内で予算を組む」という原則を徹底し、財政健全化団体にならないよう、これまでの取組みを継続することに加え、新たな人件費抑制に取り組む。
- また、今後、人事制度の再構築に取り組むこととし、下記2の「給与等制度の見直し」を先行して実施する。

### 《新たな人件費抑制の取組み》

#### 1 給与のカット等

(単位：億円、一般財源ベース)

項 目	内 容	上段：H20取組額 <下段：通年取組額>
給料の月額のカット	・全職員を対象に、給料の月額を時限的にカット【H20.8～H23.3】 知事 30%、副知事 20%、教育長・水道企業管理者 18%、 指定職 16%、部長級 14%、その他管理職 12%、管理職以外 10～4%	209 <314>
退職手当の減額	・退職手当の支給額を減額【H20.8～当分の間】 知事 50% (条例制定済)、副知事 20%、教育長・水道企業管理者 15%、 指定職 10%、その他一般職 5%	54 <54>

\* 給料の月額のカットにより、ラスパイレス指数は、H19.4月97.0 (全都道府県42位) → 概ね89 (最下位) となる見込み。

## 2 給与等制度の見直し

(単位：億円、一般財源ベース)

項目	内容	上段：H20取組額 <下段：通年取組額>
早期勧奨退職制度の見直し	・50歳～54歳までの年齢による退職勧奨の廃止及びこれに係る加算措置の廃止【H20.8～】	26 <26>
住居手当（持家分）の見直し	・持家に係る手当（現行4,600円）について、新築・購入後5年間に限り2,500円を支給【H20.8～】	11 <16>
通勤手当（交通用具）の見直し	・自転車等の利用に係る手当額等の見直し【H20.10～】	1 <1>
旅費制度の見直し	・日当、旅行雑費の廃止、指定職等のグリーン車料金の廃止、宿泊料の減額等【H20.8～】	12 <18>

## 3 その他の見直し

(単位：億円、一般財源ベース)

項目	内容	上段：H20取組額 <下段：通年取組額>
互助会等補助金の全額削減	・互助会等補助金の全額削減【H20年度当初から先行実施】	17 <17>
非常勤職員の雇用単価の見直し等	・一般職の給料の月額のカット率に準じた改定等（6～4%）【H20.8～】	15 <27>

### 新たな人件費抑制の取組み 合計（1～3）

345  
<473>

## 《参考》 既に実施中の人件費抑制の取組み

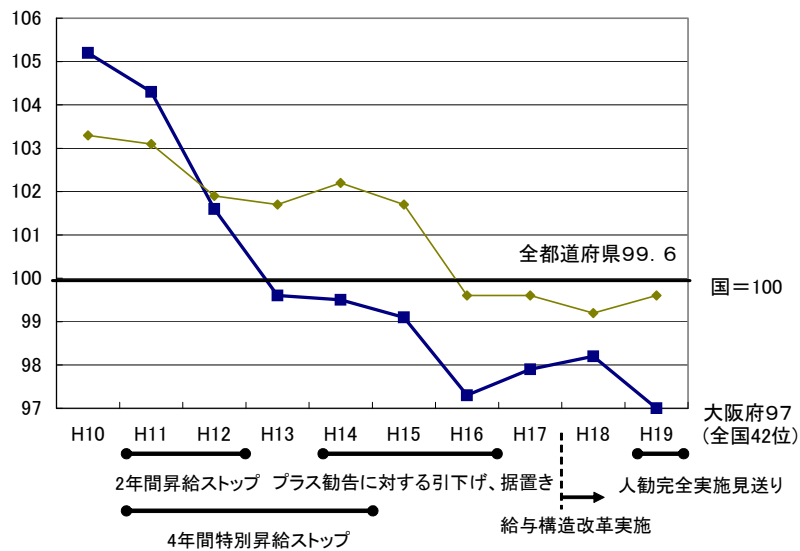
(単位：億円)

項目	内容	H20取組額 (一般財源ベース)
ボーナスのカット	・期末・勤勉手当等の支給額を時限的にカット 知事30%、副知事15%、その他特別職10%、 指定職10%、管理職6%、管理職以外4%	69
管理職手当のカット	・管理職手当の支給額を時限的に5%カット	2
合計		71

## 《これまでの取組み》

### ■給与水準（ラスパイレス指数の推移等）

給与水準（国を100とするラスパイレス指数）の推移

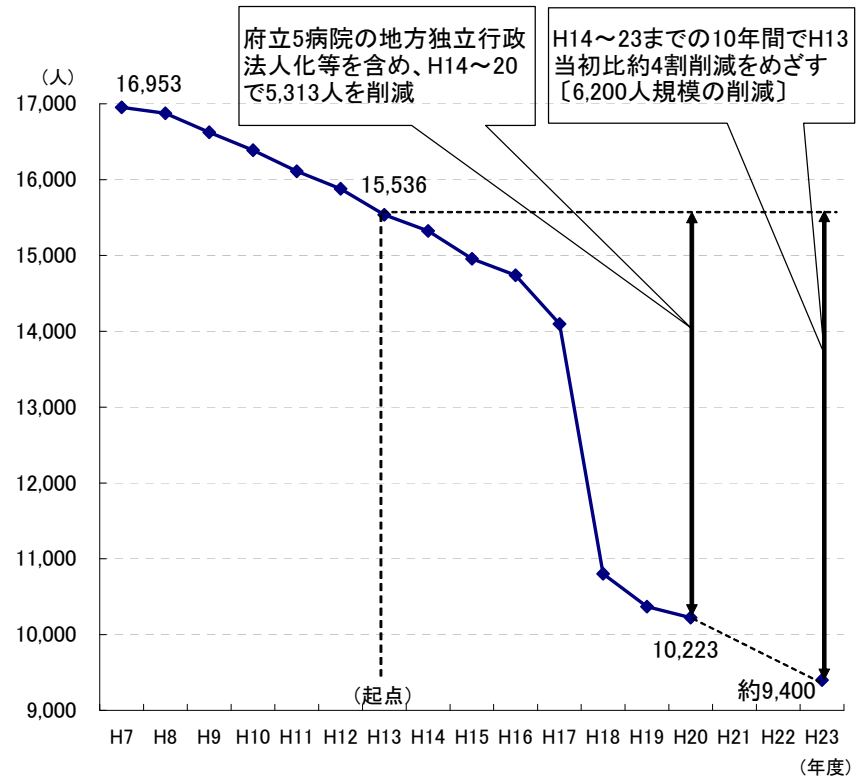


#### 《その他手当等の削減》

- ・管理職手当カット(H9～△5%) 特殊勤務手当の見直し
- ・ボーナスの支給月数の引下げ(⑩5.25→⑲4.5月(△14.3%))
- ・ボーナスカット(H17～△10～4%)
- ・退職手当水準の引下げ(H16.1～△5.5%)
- ・退職時特別昇給の廃止(H16～) など

### ■職員数の削減

一般行政部門（警察・学校を除く）職員数の推移



## 歳入の確保

- 財政再建を果たすためには、徹底した歳出削減を行うこととあわせ、府自らの歳入確保努力が必要であり、さらなる府有資産の売却や有効活用などに取り組む。
- さらに、1, 100億円の改革効果額を達成するため、必要最小限の退職手当債を発行する。

(単位：億円)

項 目	内 容	H 2 0 取組額
府有財産の売却の上積み	廃川・廃道敷地、低・未利用財産、用途廃止した職員宿舎、府営住宅の建替により処分可能となった用地等についてさらに売却を促進する。	1 5 1 ※1(うち府営住宅基金77)
市町村施設整備貸付金の繰上償還	民間資金への借換により市町村の高金利負担を軽減するとともに、府において一定規模の歳入を確保するため、同貸付金の繰上償還を実施する。(貸付利率4%以上を対象)	(注) 2 0 0 ( 1 0 0 )
基金の活用	公共施設等整備基金や府営住宅整備基金など各種基金をさらに取り崩し、財源として活用する。	4 6
出資法人からの歳入確保	法人の自立化を図る観点から、出資法人に対する貸付金の繰上償還や財産売却の実施、株式配当の増額要請などを行う。	4 0 ※2(うち減債基金17)
自動販売機設置にかかる公募の実施	財産の有効活用の観点から、自動販売機設置業者の選定を原則公募とし、使用料の額を応募者からの提案価格とすることで増収につなげる。 公募対象については、府営公園、府営住宅への拡大を検討する。	5
合 計		4 4 2 ( 3 4 2 ) (うち基金積立94)

※1：府営住宅用地を売却した場合、府営住宅整備基金への積立てが必要なため、その額を内数で記載。

※2：財源が起債のため、減債基金への積立てが必要な額を内数で記載。

(注) 繰上償還収入のうち一定額(100億円程度)は減債基金への積立てが生じる可能性があるため、( )内の数字は積立てを行った場合の数値。

一般財源ベース効果額  
3 4 8 ( 2 4 8 )



(単位：億円)

項 目	内 容	H 2 0 取組額
退職手当債の発行	退職手当を支払う財源の一部として府債（退職手当債）を発行し、財政負担の平準化を図る。	(注) 8 5 ( 1 8 5 )

(注) ( ) 内の数字は、市町村施設整備貸付金の繰上償還収入のうち一定額（100 億円程度）を減債基金に積立てた場合に発行が必要となる数値。

《今後取り組むもの》

項 目	内 容
行政財産使用料・普通財産貸付料の減免見直し	関係団体等に貸し付け等を行っている財産の減免について、その必要性を再精査し必要な見直しを行う。
使用料・手数料の見直し	使用料・手数料全般について、情勢変化等を踏まえた料金設定の点検・見直しを実施する。
債権回収の強化	「債権管理適正化指針」に基づき、各部局において個々の債権の状況について点検を行い、回収を一層推進する。



出 資 法 人

## 出資法人

### 基本的な視点

- 出資法人が行っているすべての事業について、改めてその必要性・効果を検証し、出資法人のあり方を見直す
- 民間、NPOの活動領域が広がっていることを踏まえ、出資法人のあり方を見直す
- 行政責任の所在を明確にするため、府と出資法人の関係を抜本的に見直す

### 出資法人見直しの基準

1. 法人が行う事業について、必要性、効率性、効果性を点検する  
その結果、不要となった法人については廃止する  
府の施策を代替している法人で、収入の大半が府からの補助金・委託料である法人は、法人を活用するメリットが明確なもの以外は、法人を廃止する  
※府と出資法人の関係が府民の目から見てわかりにくいこと、法人事業が府議会からのチェックを受けにくいことなどからこれらの法人は廃止する
2. 類似の事業を行っている法人については、事業精査後、統合する
3. 法人が行っている事業で民営化可能なものは民営化する（法人株式の売却が可能な場合は売却を進める）
4. 一定の自己収入を有する法人については、府の財政的・人的関与を最小限に抑制し、自立化を促進する
  - ・運営補助は原則廃止（国庫補助等にとまなう府負担分や会費等の支出は除く）
  - ・府の委託事業については、原則、市場化テストを実施
  - ・府職員は法人からの要請に基づき、必要最小限の者のみ派遣

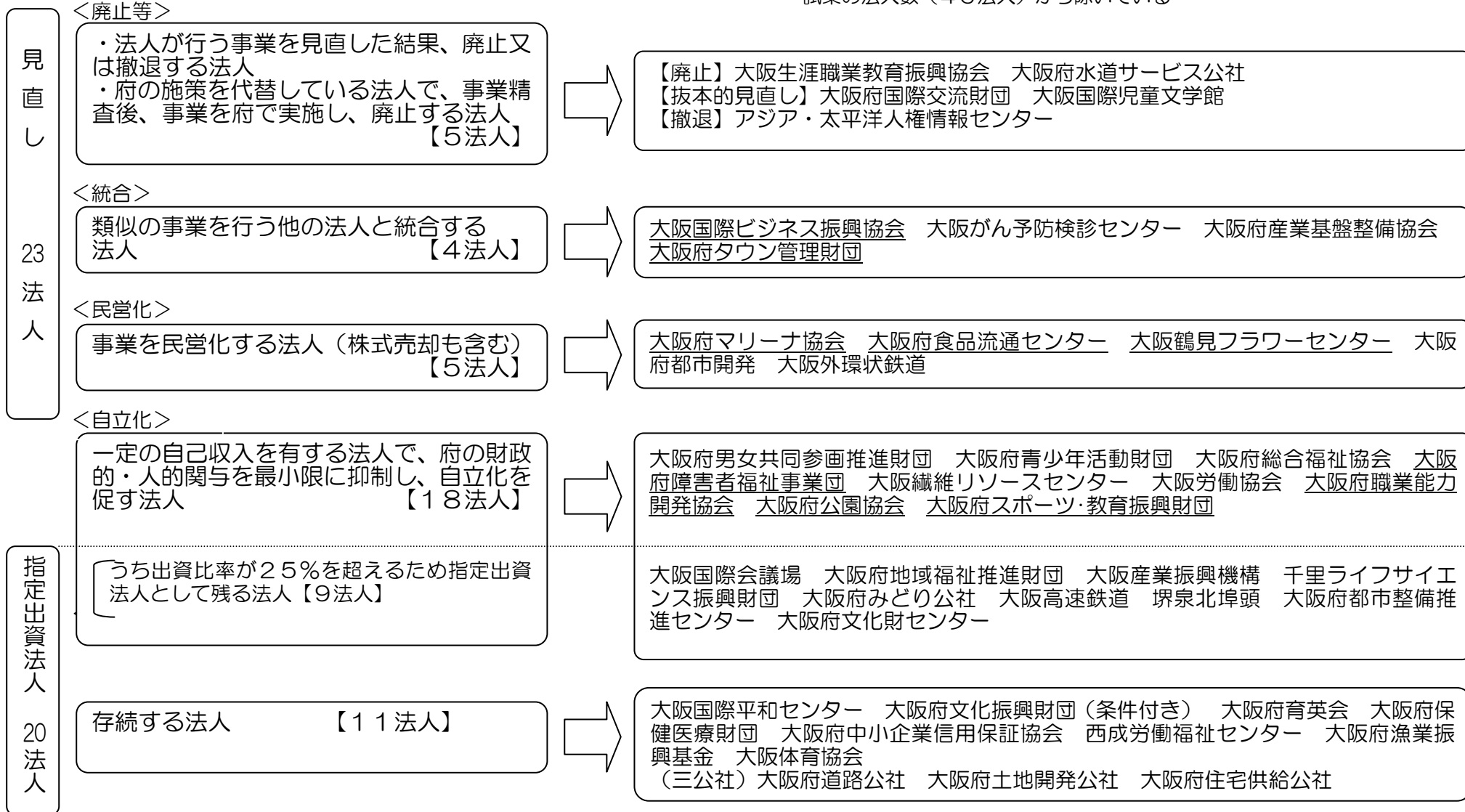
### 出資法人見直しにあたっての共通課題

- 大阪市、経済界など他の出資者との調整
- プロパー職員の問題

## 出資法人の方向性（法人数44法人）

※下線は、H19.8の総点検で見直しとした法人

※大阪府下水道技術センター、泉大津港湾都市は、既に解散しているため、PT試案の法人数（46法人）から除いている



※ 引き続き調整を行う法人【1法人】

大阪21世紀協会

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考え方
政策企画部	(財)大阪国際平和センター	<u>○存続</u> ・府派遣職員は必要最小限とし、民間活用等により運営コストを抑制 ・特別展及び企画事業への補助は中止	H20 0.3 億円 H21 0.5 億円 H22 0.5 億円	・戦争の悲惨さを次の世代に伝え、平和の尊さを訴えるという法人事業の必要性は高い ・法人は、府市協調で平和施策を実施するための事業主体である ・今後は、常設展示を中心に、府民から寄贈された収蔵品の活用を図り、平和の情報発信に努める
	(財)アジア・太平洋人権情報センター	<u>○撤退(20年度)</u> ・法人への補助金を廃止 ・府派遣職員は引上げ	H20 0.04 億円 H21 0.56 億円 H22 0.56 億円	・研究成果に対しては、国際的に一定の評価を得ているが、府民・企業に対して研究成果が十分に還元されておらず、府が法人運営に関与する必要性は高くないため撤退する
生活文化部	(財)大阪府文化振興財団	<u>○存続(条件付き)</u> ・さらなる経費節減や収入確保に取り組み、法人への補助金を縮減 ・府民のオーケストラとして、府民からの支援スキームを構築	H20 0 億円 H21 — H22 —	・法人の持続可能な経営を確保するといった観点から、依頼公演の確保や料金の改定、経費の削減など、法人として一層の経営努力を図る ・府民に根付いたオーケストラとして存続が可能となるよう、府民からの支援スキームを構築 ・法人の経営努力や府民からの支援の状況を踏まえ、20年度中に今後の府の支援を判断していく
	(財)大阪府男女共同参画推進財団	<u>○自立化(21年度～)</u> ・府の男女共同参画施策の実施体制を見直す ・府派遣職員は引上げ ・事業収入の確保を図り、法人への運営補助金は廃止	H20 1.5 億円 H21 1.3 億円 H22 1.3 億円	・事業実施体制の透明化・簡素化を図る観点から、府、法人、NPOの関係を整理 ・府の委託事業については、市場化テスト等を実施 ・市町村・大学・民間事業者等からの講座事業の受託やNPO等とのイベント共催などにより事業収入を確保し、府からの運営補助金は廃止

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考え方
生活文化部	(財)大阪府青少年活動財団	<u>○自立化(23年度～)</u> ・事業の精査を行い、必要な事業は府が直接実施 ・府の財政的・人的関与をなくし、法人の自立化を図る ・市の野外活動施設の指定管理期間等終了後の23年度から自立化	H20 1.4億円 H21 2.3億円 H22 2.3億円	・人材育成事業等は、民間で実施されているものもあり、府が関与する必要性は低い ・自立支援事業等は、運営方法を精査の上、必要な事業については府が実施 ・法人がこれまで培った人材育成等のノウハウを活かして事業収入を確保することにより、府からの財政的・人的関与を受けないことのない独立した法人運営に転換する
	(財)大阪21世紀協会	<u>○引き続き調整</u> ・法人事業の必要性及び実施手法について抜本的に精査	H20 — H21 — H22 —	・御堂筋パレードへの参画を見直し、他の事業についても必要性等を精査 ・オール大阪として必要な事業やその実施手法について、市や経済界と協議・調整の上、21年度以降のあり方を検討
	(財)大阪府マリーナ協会	<u>○民営化(20年度中)</u> ・民間事業者等から出えんを募り、民間主導の法人経営に転換または民間事業者へ事業を譲渡	H20 — H21 — H22 —	・民間でも同種の事業を行っており、府が法人を主導する必要性は低い
	(財)大阪府育英会	<u>○存続</u> ・債権回収の民間活用を促進	H20 0.2億円 H21 0.3億円 H22 0.3億円	・経済的な理由により修学が困難な生徒に学資の貸付等を行う法人事業を継続 ・滞納額の増大など課題を抱えており、償還率改善に関する対策が必要

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考 え 方
にぎわい創造部	(財)大阪府国際交流財団	<u>○抜本的見直し</u> ・必要な事業は府で実施 ・基本財産の府への寄付を求める ・府派遣職員の見直し	H20 ー H21 ー H22 ー	・府が出えんした資金のうち、府で事業展開するために必要な財源相当額の寄付を求める ・法人事業は、残余財産、寄付金、会費、受託事業収入等の範囲内で実施 ・府派遣職員を見直し、より自立的な運営を図る
	(株)大阪国際会議場	<u>○存続</u> ・一層の運営の効率化等により、府への利益還元額の増額を求める ・府派遣職員の見直し	H20 ー H21 ー H22 ー	・黒字経営が続いており、利益分を将来の設備更新費等に充てる仕組みが必要
	(社)大阪国際ビジネス振興協会	<u>○統合(20年度)</u> ・産業振興機構と統合(H20.8 予定)	H20 0.2 億円 H21 0.6 億円 H22 0.8 億円	・国内外を通じた販路開拓事業を効果的・効率的に実施するため産業振興機構と統合
健康福祉部	(財)大阪府地域福祉推進財団	<u>○存続</u> ・介護サービス事業者・利用者を対象とした自主事業を中心に事業を実施 ・府派遣職員は段階的に引上げ	H20 0.8 億円 H21 3.0 億円 H22 3.0 億円	・法人運営の自立化を図る観点から、法人の専門性やノウハウを發揮できる自主事業を中心に事業を展開し、段階的に運営補助金を廃止 ・幅広い分野の福祉関連事業を府から受託しているが、府からの委託事業は精査の上、市場化テストを実施



部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考 え 方
健康福祉部	(財)大阪府保健医療財団	<u>○存続</u> ・健康科学センターの機能重点化(フィットネス・展示施設の廃止、健診事業の内容精査) ・(財)大阪がん予防検診センターと統合	H20 0.9億円 H21 1.5億円 H22 1.5億円	・健康科学センターは、府民の健康づくりを支援する観点から、健康づくり技法の研究・開発等の対象分野を重点化、健診事業も内容・規模を精査して実施 ・フィットネスは、民間等でも実施されており、廃止 なお、運動処方の効果検証は民間施設等との連携により実施 ・中河内救命救急センターは、より効率的・効果的な運営主体が確保できるまでの間、同財団に委託
	(財)大阪がん予防検診センター	<u>○統合(21年度中)</u> ・法人がその専門性を生かして実施すべき検診領域を精査の上、事業を実施 ・新公益法人制度(H20.12.1施行)に伴う特例民法法人に移行後、(財)大阪府保健医療財団と統合	H20 0.2億円 H21 0.8億円 H22 0.8億円	・市町村のがん検診について、民間機関等で実施可能なものは民間に委ねる ・府民のがん検診受診率向上や検診精度向上の観点から、必要な事業を精査の上、継続 ・がん、生活習慣病の予防・健診の総合的なサービス提供体制を整備し、効果的・効率的に事業を実施するため、(財)大阪府保健医療財団と統合
	(福)大阪府総合福祉協会	<u>○自立化(22年度～)</u> ・社会福祉事業を自ら実施することで、自主財源を確保し、法人を運営 ・府の運営補助金は廃止 ・府派遣職員は引上げ ・社会福祉事業の指定申請等の手続きを経て自立化	H20 0.2億円 H21 2.0億円 H22 2.0億円	・福祉と人権の視点に立って、これまで福祉制度の隙間にある社会的援護を要する人々への支援を通じ培ってきた法人のノウハウやネットワークを活かし、社会福祉事業(自主事業)を拡充・展開 ・これにより自主財源を確保し、府の関与のない独立した社会福祉法人としての運営へ転換を図る ・府からの委託事業は精査の上、市場化テストを実施
	(福)大阪府障害者福祉事業団	<u>○自立化</u> ・経営基盤の安定化を図りつつ、自立民営化 ・府派遣職員等の段階的引上げ	H20 3.0億円 H21 3.8億円 H22 1.4億円	・今後の国制度改正の状況も踏まえた上で、知的障がい者(児)福祉のセーフティネットとしての機能を維持しつつ、金剛コロニーの再編整備計画に基づき、着実に自立・民営化を進める

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考え方
商 工 労 働 部	(財)大阪産業振興機構	<u>○存続</u> ・府と連携した販路開拓事業を中心に展開 ・(社)大阪国際ビジネス振興協会と統合し、海外販路開拓事業も実施 ・(財)大阪府産業基盤整備協会と統合	H20 2.0 億円 H21 2.7 億円 H22 2.7 億円	・法人の自主事業である展示場運営に加えて、クリエイション・コア東大阪を中心としたものづくり支援(技術支援等)、これまで実施してきた資金支援事業に係る支援先企業のフォローアップ、小規模事業者への設備貸与、国の法令等に基づき実施している下請け取引あっせん等を実施 ・さらに、(社)大阪国際ビジネス振興協会との統合により、海外販路開拓も含めて、これまでの事業で培ったノウハウを活かし、ものづくり企業の販路開拓事業を府と連携して実施 ・類似事業を行う(財)大阪府産業基盤整備協会との統合を検討
	(財)大阪府産業基盤整備協会	<u>○統合</u> ・(財)大阪産業振興機構と統合	H20 0.01 億円 H21 0.01 億円 H22 0.01 億円	・府貸付金の返済が長期に及ぶことから、事業の効率化と法人運営の体制強化を図るため、類似事業を行う(財)大阪産業振興機構との統合を検討
	(財)千里ライフサイエンス振興財団	<u>○存続</u> ・府派遣職員は必要最小限とする	H20 0.9 億円 H21 1.0 億円 H22 1.0 億円	・基本財産運用益等、自主財源によって運営されており、自立性が高い ・府の財政支出は国プロジェクト(知的クラスター)に伴うものだけである ・国プロジェクトの円滑な運営と財政面での効率性を勘案し、府派遣職員の見直し等を実施
	(株)大阪繊維リソースセンター	<u>○自立化(21年度～)</u> ・府派遣職員の引上げ等を行う ・貸付金の確実な償還を求める	H20 0.09 億円 H21 0.13 億円 H22 0.13 億円	・国等からの補助・委託や事業収入等、自主財源によって運営されており、自立性が高い ・役員等に民間人材を登用して法人の運営を行っており、府の出資比率も低い ・府派遣職員の引上げ等を行い、自立化を促進
	大阪府中小企業信用保証協会	<u>○存続</u> ・経営のより一層の安定化の維持	H20 — H21 — H22 —	・信用保証協会法に基づき中小企業者に対する金融の安定化を担う法人 ・平成 18 年度単年度の黒字化を達成したところであるが、引き続き単年度黒字を維持

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考え方
商工労働部	(財)大阪労働協会	○自立化(21年度～) ・府委託事業の見直しと市場化テストの実施 ・府委託事業に係る府派遣職員の引上げや、府OB役員の見直し	H20 0.4億円 H21 0.6億円 H22 0.6億円	・府委託事業を見直すとともに、大阪労働大学講座は民間等でも実施可能なことから市場化テストを実施 ・府の出えんがないことから、人的関与を見直した上で、自立化を促す
	(財)西成労働福祉センター	○存続 ・効率的な事業実施	H20 0.3億円 H21 0.4億円 H22 0.4億円	・あいりん地区において府が担うべき日雇労働者対策の実施機関としての機能を果たす法人 ・今後の定年退職者の状況も踏まえ、効率的な組織運営を図る
	大阪府職業能力開発協会	○自立化(21年度～) ・府OB役員の見直し	H20 — H21 — H22 —	・法人に対する府の出えんはない ・府の人的関与を見直し、民間との連携を図るための組織体制の整備などを図り、自立化する
	(財)大阪生涯職業教育振興協会	○廃止(20年度)	H20 0.2億円 H21 0.7億円 H22 0.7億円	・法人が現在行なっている事業の多くは民間が実施しているものであり、府が積極的に関与する必要性は少ない ・府の関与なしで法人を存続させることは困難であることから廃止 ・21年度以降の大阪地域職業訓練センターの管理運営手法及び就職困難者に対する事業について、検討を進める
環境農林水産部	(財)大阪府みどり公社	○存続 ・農地保有合理化法人として条例に基づく事業を実施 ・府派遣職員の見直し	H20 0.4億円 H21 0.6億円 H22 0.6億円	・府内唯一の府全体をカバーする農地保有合理化法人として、「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づく事業を実施しており、農地の賃貸借契約が発生するなど事業の推進において必要性が認められることから、法人は存続 ・地球温暖化防止活動事業は、温暖化防止に向けて必要な事業を代替できるNPO等が育つまでの間は継続して実施 ・法人の自立性を高める観点から、府派遣職員の見直しなど府の関与のあり方を検討

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考 え 方
環境 農 林 水 産 部	(株)大阪府食品流通センター	○民営化(21年度中) ・加工食品卸売団地としての機能維持を条件に府所有の株式を売却 ・他の株主との調整や引き続き売却先の選定を進め、21年度中を目途に民営化	H20 ー H21 ー H22 ー	・加工食品卸売団地の機能維持や活性化を図ることを条件として、民間のノウハウや資金の導入を図る
	(財)大阪府漁業振興基金	○存続	H20 ー H21 ー H22 ー	・関空漁業補償スキームの一環として設立された法人であり、府からの財政支出はない
	(株)大阪鶴見フラワーセンター	○民営化 ・累積赤字が解消した後に府所有の株式を売却	H20 ー H21 ー H22 ー	・全国的にも花き市場の多くは民間により運営されており、経営が安定した時点で民間主導による運営を図る
都市 整 備 部	大阪高速鉄道(株)	○存続 ・民営化の可能性について検討	H20 ー H21 ー H22 ー	・国庫補助を活用し、モノレール建設事業をすすめるには、出資比率51%以上の第3セクターであることが必要 ・自立化を進める観点から、府貸付金の繰上償還や貸付用地の有償化を行う ・専門家の意見を求めつつ、民営化の可能性について20年度中に検討
	大阪府道路公社	○存続	H20 ー H21 ー H22 ー	・道路の将来交通量予測に基づく収支予測では、料金徴収期間終了後の収支が赤字となる路線が複数存在する ・今後とも、利用促進に取り組むとともに、最新の将来交通量予測に基づき、路線毎の収支見通しを精査の上、料金徴収期間の延長等の収支改善策を進め、府に対する出資金の返還を確実なものとする

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考 え 方
都市整備部	(財)大阪府公園協会	○自立化(21年度～) ・府派遣職員や府OB役員の引上げ、基本財産の積増しなどにより自立化	H20 1.6 億円 H21 2.8 億円 H22 2.8 億円	・民間とより対等な立場で競争を行うという観点から、府派遣職員等の引上げや基本財産の積増しなどにより自立化を図る ・公益法人制度改革に基づき、一般財団法人に移行する
	大阪府土地開発公社	○存続	H20 2.2 億円 H21 0 億円 H22 0 億円	・公社が先行取得し長期保有している用地の計画的な縮減に努め、その解消が見込まれる時点(平成34年頃)で、公社のあり方を再検討する ・公社が行う用地取得業務の組織体制等については、厳しい財政状況の下での府の用地新規取得予算の規模等を考慮の上、引き続き効率化を図る
	堺泉北埠頭(株)	○存続 ・国庫補助制度の利用による事業費の抑制 ・使用料の引上げや配当アップなど府への収益還元を行う	H20 — H21 — H22 —	・公共上屋(倉庫)等施設整備の国庫補助金が3セクに限定されているため、法人の廃止は事業費の増大につながる ・黒字経営を続けていることから、施設使用料の引上げなど法人収益の府への還元を図る
	大阪府都市開発(株)	○民営化 ・当面、配当アップを要請 ・府保有株式を一部売却	H20 — H21 — H22 —	・民間経営ノウハウを活用する観点から、専門家の意見を求めつつ、外部の人材の積極的な登用や同社の経営強化・株式売却を含めた資本政策について検討し、民営化を図る(22年度目途) ・府へのさらなる利益還元を図るため、配当アップを会社に対して要請する
	大阪外環状鉄道(株)	○民営化(事業完了後) ・事業完了後、株式の一部民間売却 ・府派遣職員についてもその時点で引上げ	H20 — H21 — H22 —	・国土交通省の補助事業のため、出資金等の資金手当てや事業推進における国等との協議調整など、建設事業期間中は府の関与は不可欠 ・事業完了後は府が主導的役割を担う必要性が少なく、他の株主と協議し株式の一部売却に努めるなど、民営化を図る

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考 え 方
住宅まちづくり部	大阪府住宅供給公社	○存 続	H20 6.2 億円 H21 6.6 億円 H22 6.6 億円	・多額の債務を抱えていることから、建替計画の見直しや人件費削減等の取組により、計画的に債務の縮減を図り、経営改善を進めるとともに、人的・財政的な府の関与を段階的に軽減し、自立化をめざす
	(財)大阪府都市整備推進センター	○存 続 ・運営補助金の廃止 ・駐車場事業の民間開放を踏まえた業務運営 ・(財)大阪府タウン管理財団と統合	H20 0.05 億円 H21 0.6 億円 H22 0.6 億円	・都市整備事業は、民間の動向、市町村のニーズを見極め採算性向上、独立採算を目指す ・まちづくり事業は、人件費補助を見直す ・駐車場事業は、許可基準の変更による民間開放を踏まえた業務運営を行う
	(財)大阪府タウン管理財団	○統 合 (23年度中) ・保有資産の早期処分 ・主要な資産処分後の23年度中を目途に(財)大阪府都市整備推進センターと統合	H20 — H21 — H22 —	・賃貸施設運営や駐車場運営など、民間事業者等と競合するものが多いため、保有資産の早期処分など事業縮小に努める ・霊園事業や土地信託事業等、残事業を適切に継続するため、都市整備推進センターと統合
水道部	(財)大阪府水道サービス公社	○廃 止 (20年度) ・事業実施方法を精査の上、公共でないと実施できないものは府で実施	H20 — H21 — H22 —	・テニスコートの設置運営など民間で実施可能な事業は、民間開放を進める ・水道施設の更新・補修に関する設計・積算関係業務や工事施工業者に対する監督業務など、民間で実施することが困難なものは、精査の上、府で実施し、法人は廃止
教育委員会	(財)大阪国際児童文学館	○抜本的見直し (21年度中) ・必要な事業は府で実施 ・府からの委託は廃止 ・府派遣職員は引上げ ・施設の移転が完了する21年度中に見直し	H20 0.1 億円 H21 0.2 億円 H22 1.7 億円	・中央図書館に施設の移転完了後の平成22年度以降は、資料の管理など必要な事業は府で実施 ・府からの補助金・委託料などの財政的関与や人的関与を廃止

部局	法人名	方向性	効果額(一般財源)	考 え 方
教育委員会	(財)大阪府スポーツ・教育振興財団	○自立化(22年度～) ・給食部門は市町村主体の運営として自立化 ・なみはやドームの指定管理からの撤退 ・指定管理については民間事業者との調整が必要なため22年度から自立化	H20 0億円 H21 0.02億円 H22 0.25億円	・給食部門は市町村等を中心とした事業運営への転換を図り、府の人的関与等を見直し、自立化を進める ・スポーツ振興事業のうち必要なものは府で実施可能なことから、なみはやドームの指定管理から撤退
	(財)大阪府文化財センター	○存続 ・発掘事業については、市場化テストを導入	H20 0.5億円 H21 0.6億円 H22 0.5億円	・国の動向を踏まえ、「大阪府における今後の埋蔵文化財保護体制のあり方」について検討し、基準を策定した上で、市場化テストを導入
	(財)大阪体育協会	○存続 ・自主財源の確保と運営補助金の抑制	H20 0.2億円 H21 0.1億円 H22 0.1億円	・全国的な組織であり、国体関係事業の実施には法人が必要 ・自主財源の充実を図る観点から、協賛金の確保などに努める

※効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(法人への補助金、委託料等)を反映

<b>○補助金・委託料の削減(見込額, 一般財源ベース)</b>	
20年度	24.0億円
21年度	33.6億円
22年度	31.6億円
※ただし、直営化に伴うコストは必要	





公 の 施 設

## 公の施設

### ○基本的視点

- (1) 今日的意義に照らして必要な施設かどうか検討する。
- (2) 必要な施設であっても府立施設であることが最も有効かを検討し、社会的に有用な資産として最大限有効活用を図る。
- (3) 多額の府費を投入していることから、施設やサービスの廃止も含め、徹底したコスト縮減を図る。

### ○具体的な基準

- (1) 他の方法によるサービス提供が可能で、利用状況や今後の維持管理コストを勘案すると維持が困難なもの、機能集約が可能なものは廃止する。
- (2) 地元や利用者関係団体での管理も可能なものは、市町村や民間へ移管したり、市町村やNPO等との協働による新たな管理形態を追求する。
- (3) 公の施設としての縦割りを排除することや同種の施設を集約することで施設の有用性を高められるものは、多機能化、集約化を図る。
- (4) 上記に当てはまらず、存続する施設についても運営を抜本的に見直すほか、徹底したコスト縮減を図る観点から管理経費を見直し、規模の縮小や移転を行う。また、一定の収益が見込めるものは、府への利益還元を高める。
- (5) 加えて、適正な受益と負担となっているかという観点から、使用料の見直しを行う。

## ○ 公の施設の方向性

### (27施設)

#### 1 「廃止」を行うもの（6施設）

・泉北考古資料館  
・文化情報センター

・青少年会館  
・総合青少年野外活動センター

・現代美術センター（新展開により別途検討）  
・国際児童文学館

#### 2 「民営化」を行うもの（3施設）

・羽衣青少年センター

・青少年海洋センターファミリー棟

・府民牧場

#### 3 「地元関係自治体等との協働、連携強化」、「市との共同運営」を行うもの（5施設）

・弥生文化博物館  
・狭山池博物館

・近つ飛鳥博物館  
・花の文化園

・近つ飛鳥風土記の丘

#### 4 「集約、多機能化」を行うもの（2施設）

・女性総合センター（←青少年会館）

・中央図書館（←国際児童文学館）

#### 5 「運営の抜本的見直し」を行うもの（3施設）

・体育会館

・臨海スポーツセンター

・漕艇センター

#### 6 「移転」を行うもの（1施設）

・上方演芸資料館

#### 7 「大幅なコスト縮減」等を行うもの（7施設）

・門真スポーツセンター  
・青少年海洋センター  
・中之島図書館

・国際会議場  
・少年自然の家

・労働センター（←青少年会館）  
・大型児童館ビッグバン

### (その他の施設)

#### 「機能縮小」するもの（1施設）

・健康科学センター

## 公の施設の方向性

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由
博物館	1	弥生文化博物館 (教育委員会、和泉市)	H3	指定	<b>【地元関係自治体等との協働、連携強化】</b> ・利用者、地域及び地元関係自治体との協働・連携により、博物館を支える仕組みや活用策を検討	可能なもの から順次実施	H20 0.25 億円 H21 0.23 億円 H22 0.18 億円	・周辺史跡とあわせて文化財を保存、公開し、当該施設を教育の場として提供・維持していくことが妥当 ・史跡に追加指定される可能性もあり、開発を伴う民間への売却は困難
	2	近つ飛鳥博物館 (教育委員会、河南町)	H6	指定	・積極的な館外事業の展開 ・入館料、使用料の見直し ・上記の取組みの成果を検証し、H21 年度に改めてあり方を検討	可能なもの から順次実施	H20 0.25 億円 H21 0.24 億円 H22 0.20 億円	・周辺史跡とあわせて文化財を保存、公開し、当該施設を教育の場として提供・維持していくことが妥当
	3	近つ飛鳥風土記の丘 (教育委員会、河南町)	S61	指定	・風土記の丘については、近つ飛鳥博物館と一体的に管理していく中で、一層のコスト縮減			古墳群として文化財指定され、府有施設として取得し保存・公開してきた経過から、府による管理が適当
館等	4	泉北考古資料館 (教育委員会、堺市)	S45	直営	<b>【廃止・市へ移管】</b> ・府の施設としては廃止 ・堺市との協議の上、H21 年度中に移管	H21 年度中に 実施	H20 0 H21 0 H22 0.04 億円	・須恵器発祥の地である地元市で、管理、保存、公開されるのが望ましい ・施設は S45 年の開設後約 37 年が経過
	5	狭山池博物館 (都市整備部、大阪狭山市)	H13	直営	<b>【市との共同運営等による有効活用】</b> ・大阪狭山市との共同運営等による施設の有効活用 ・施設の有料化、開館日の縮小などの経営改善方策による運営の一層の効率化 ・ボランティアとの連携により地域協働を積極的に推進する	可能なもの から順次実施	H20 0.25 億円 H21 0.35 億円 H22 0.35 億円	・狭山池は地域協働の拠点であり、府市共同運営と地域の協力のもと活用方策を検討する方が望ましい ・開設後約7年しか経過していないため、建物の有効活用策を検討すべき ・敷地が河川区域に位置することから民間への売却は困難

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由
スポーツ施設	6	体育会館 (教育委員会、大阪市)	S62	指定	<b>【運営の抜本的見直し】</b> ・府のにぎわいづくりの拠点として、「スポーツの殿堂」から「スポーツのにぎわいの殿堂」へ転換 ・コスト縮減方策や収入増加策(使用料の見直し、ネーミングライツの導入、プロアマ利用比率の見直し等)を検討し、府への納付金を増額 ・上記の取組みの成果を検証し、H21年度に改めて施設目的も含めあり方を検討	可能なものから順次実施	H20 0.01 億円 H21 0.01 億円 H22 0.01 億円	・立地条件の良さを活かし、府のにぎわいづくりの拠点として活用を図るべき ・アマチュアスポーツ大会の一部は、門真スポーツセンターで開催可能
	7	門真スポーツセンター (教育委員会、門真市)	H8	指定	<b>【大幅なコスト縮減】</b> ・民間のみの運営者への移行 ・メインアリーナの仕様転換の見直しなど提供するサービスを精査 ・競技団体や地域との協働による運営方策の検討 ・使用料の見直しを検討	可能なものから順次実施	H20 0.27 億円 H21 0.37 億円 H22 0.37 億円	・全国的、国際的規模のスポーツ大会が実施できる施設 ・開設後約 12 年しか経過していないため、建物の有効活用策を検討すべき ・建物規模が大きく、機能を有したままでの民間売却・経営は困難
	8	臨海スポーツセンター (教育委員会、高石市)	S59	指定	<b>【運営の抜本的見直し】</b> ・使用料の見直し等収入増加策や管理費の縮減を図る ・現運営者との契約終了後のH23年度から委託費は支出しない ・大規模改修(耐震工事等)に要する公費は負担しない	可能なものから順次実施	H20 0.02 億円 H21 0.03 億円 H22 0.03 億円	・施設は、S47年の開設後約 35 年が経過しているが、スケートリンクは、H18年に大規模改修を実施したところ ・スポーツセンターとして、他に同種の施設が整備されている
	9	漕艇センター (教育委員会、高石市)	S44	指定	<b>【運営の抜本的見直し】</b> ・収入増加策(使用料の見直し等)や競技団体等による管理によりコスト縮減(提供するサービスの精査等)を図る ・現運営者との契約終了後のH23年度から、新運営者のもとで委託費を大幅に縮減し、H24年度からは支出しない	可能なものから順次実施	H20 0.01 億円 H21 0.01 億円 H22 0.01 億円	・府内に同種の施設がなく、公園内に立地しており建物処分が困難 ・施設利用状況を考慮し、競技団体等による管理が妥当

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由
貸 館 施 設 等	10	女性総合センター (生活文化部、大阪市)	H6	指定	<b>【他施設との集約、多機能化】</b> ・館内配置の見直し等によりスペースを創出。対象を女性以外にも拡大 ・青少年会館の廃止(H20 年度末予定)による機能集約施設としての役割を一部担う	H21 年度中に 実施	H20 0.03 億円 H21 0.07 億円 H22 0.07 億円	・開設後約 14 年しか経過しておらず、建物の有効活用が必要 ・今後の事業等の見直しにより創出されたスペースに青少年会館等の機能を集約し、施設の有用性を一層高める
	11	青少年会館 (生活文化部、大阪市)	S44	指定	<b>【廃止・売却】</b> 施設を廃止し、他施設に機能集約。跡地は売却	H20 年度中に 実施	H20 0.25 億円 H21 0.82 億円 H22 0.82 億円	・市町村等による施設整備がすすみ、府の役割は縮小 ・老朽化した建物の建替えは財政的には困難 ・他の府施設(女性総合センター、労働センター等)に機能を集約する
	12	羽衣青少年センター (生活文化部、高石市)	H9	指定	<b>【民営化】</b> 府の事業を承継する団体に建物を譲渡。譲渡先がなければ廃止も含めて検討	H21 年度中に 結論	H20 0.14 億円 H21 0.14 億円 H22 0.14 億円	・合築の大阪国際ユースホステルの利用者の多くがセンターを利用しており実質的に一体的施設 ・府からの事業承継先として、(財)大阪ユースホステル協会と移管協議するのが適当 ・民営化の検討に一定期間必要(現運営者との契約期間はH22 年度末まで)
	13	国際会議場 (にぎわい創造部、大阪市)	H12	指定	<b>【府への利益還元額の増額】</b> H20 年度に運営者と協議の上、一層の運営の効率化等により、府への利益還元額を増額	H21 年度中に 実施	H20 0.07 億円 H21 0.21 億円 H22 0.31 億円	・投資額も大きく、民間ベースで採算に乗せることは困難であるため、売却も難しい ・京阪中之島新線の開通やフェスティバルホール休館の影響などにより、経営環境は今後良好の見通し ・運営者である(株)大阪国際会議場は年3億円近い純利益を計上
	14	労働センター (商工労働部、大阪市)	S53	指定	<b>【運営の一層の効率化】</b> ・本館・南館の会議室等の更なる利用促進、維持管理経費などの経費節減により一層の効率化を図り、効果の一部について府へ還元を求める ・青少年会館の廃止(H20 年度末予定)による機能集約施設としての役割を一部担う	可能なもの から順次実施	H20 — H21 — H22 —	・労働委員会や本庁の課が入居するなど府の庁舎との一体性が強く施設の有用性も高い ・納付金収入もあり、短期的には府の財政負担は少ない ・廃止する青少年会館の一部機能について役割分担を図る
	15	現代美術センター (生活文化部、大阪市)	S55	指定	<b>【廃止(新展開により別途検討)】</b> 機能を大阪市西区江之子島(旧産業技術総合研究所跡地)に移転する(H23 年度当初予定)とともに、各地の倉庫にある収蔵品を集約化し、経費を節減	H22 年度末に 実施	H20 0.06 億円 H21 0.17 億円 H22 0.17 億円	・江之子島地区まちづくり事業コンペにおいて、旧産業技術総合研究所旧館を新たにアートセンターとして活用することを決定 ・収蔵庫に係る経費を節減
	16	文化情報センター (生活文化部、大阪市)	S56	直営	<b>【廃止】</b> ・公の施設としては廃止する ・事業については内容を精査の上、必要な事業を引き続き実施	H20 年度中に 実施	H20 0.12 億円 H21 0.51 億円 H22 0.51 億円	・貸館業務を既に廃止 ・資料等の収集・提供は図書館等で代替可能なものあり

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由
宿泊 研修 施設	17	総合青少年野外活動センター (生活文化部、能勢町)	S42	指定	<b>【廃止・類似施設に集約化】</b> ・学校行事等の受入れは、少年自然の家、青少年海洋センターが中心となって担う ・廃止後の跡地利用について、関係者と協議する期間が必要であるため、現運営者との契約終了時のH22年度末に廃止	H22年度末に 実施	H20 0.26億円 H21 0.32億円 H22 0.31億円	・施設の老朽化(開設後約40年が経過) ・他に代替施設あり
	18	青少年海洋センター (生活文化部、岬町)	S50	指定	<b>【運営の一層の効率化】</b> 管理経費の見直し等により運営を一層効率化	可能なもの から順次実施	H20 0.38億円 H21 0.37億円 H22 0.37億円	・府内に代替施設が見当たらない ・学校行事の受入れ等府として一定の役割あり
	19	青少年海洋センターファミリー棟 (生活文化部、岬町)	H6	指定	<b>【民営化】</b> ・現状有姿で売却 ・売却できない場合は廃止も含めて検討	H22年度中に 結論	H20 — H21 — H22 今後精査	・ホテルを府が運営する必要性は低い ・現状では府収支はプラスだが、将来的には多額の改修費用等が必要 ・現運営者との契約期間はH21年度末までだが、売却先の検討に一定期間必要
	20	少年自然の家 (教育委員会、貝塚市)	S60	指定	<b>【運営の一層の効率化】</b> ・管理経費、利用料金の見直し等により運営を一層効率化 ・総合青少年野外活動センターを廃止し、学校行事等の受入れは少年自然の家が中心となって担う	可能なもの から順次実施	H20 0.10億円 H21 0.13億円 H22 0.13億円	学校行事等の受入れ機能として必要(総合青少年野外活動センターを廃止した場合の受け皿としても必要)

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由
その他施設	21	上方演芸資料館 (生活文化部、大阪市)	H8	指定	<b>【他の府有施設等に移転、規模縮小】</b> ・展示機能及び演芸ライブラリー機能のみ存続 ・貸主との契約期間であるH22年度末までに移転	H22年度末までに実施	H20 0.14億円 H21 0.18億円 H22 0.18億円	・約5万件の寄贈資料の保存・展示は必要 ・現在の場所で、すべての施設機能を維持するには多額の費用が必要
	22	大型児童館ビッグバン (健康福祉部、堺市)	H11	指定	<b>【運営の一層の効率化及び資産の処分・利活用】</b> ・業務内容の見直しによる管理委託料の削減 ・資産の売却や利活用など収入確保の実施	可能なものから順次実施	H20 0.06億円 H21 0.31億円 H22 0.31億円	・所蔵する時代玩具、敷地内の森部分等を今後さらに活用することにより収入増を図る ・起債残高・国庫補助金が多額であることから、当面存続するが、引き続き施設のあり方を検討
	23	花の文化園 (環境農林水産部、河内長野市)	H2	指定	<b>【地元市町村・NPO等との協働、連携強化】</b> ・民間企業や地元南河内地域の市町村・NPO・ボランティア・森林組合等との協働、連携を強化するなど、運営を一層効率化 ・コスト削減の状況を踏まえて、改めてあり方を検討	可能なものから順次実施	H20 0.11億円 H21 0.18億円 H22 0.18億円	・地元南河内地域の市町村、森林組合、民間企業との運営面における連携強化の余地やNPO・ボランティア等とのさらなる協働などを通じて運営の効率化を見極めることが必要 ・市街化調整区域内に位置し、また宮山遺跡もあるため、施設の用途変更や開発を伴う民間への売却が困難
	24	府民牧場 (環境農林水産部、能勢町)	H11	指定	<b>【民営化】</b> ・民間企業や酪農業者等による観光牧場としての経営の受け皿探しを検討 ・民営化できない場合は、民間企業の経営ノウハウの導入や地元豊能地域の市町・NPO等との協働、連携を強化するなど、運営を一層効率化	可能なものから順次実施(民営化についてはH21年度中に結論)	H20 0.05億円 H21 0.08億円 H22 0.08億円	・動物とのふれあいの場の提供機能としては府が関与しつづける必要性は低い。ただし、子牛の育成配付や畜産に関する学びの場等の公的事業については、府の関与の手法も含め検討 ・民営化の検討に一定期間必要(現運営者との契約期間はH22年度末まで)



区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由
図書館等	25	国際児童文学館 (教育委員会、吹田市)	S59	指定	<b>【廃止・他施設に移転】</b> ・関係機関との協議の上、H21年度中に中央図書館への移転を実施し、あわせて運営を一層効率化 ・施設は撤去、もしくは利用について検討	H21年度中に実施	H20 0.12 億円 H21 0.17 億円 H22 1.74 億円	・年間入館者数が約65万人の中央図書館の中で事業を実施する方が、多くの府民に提供し得る ・中央図書館へ移転することにより、運営の効率化が図れる ・おはなし会や読書相談などは、中央図書館の子ども資料室等の場所において提供可能
	26	中央図書館 (教育委員会、東大阪市)	H8	直営	<b>【他施設との集約化】</b> ・蔵書の整理や受け入れのための環境整備により、国際児童文学館を移転し、ドーンセンターや文化情報センターなどの図書を集約 ・施設管理の一層の効率化	H21年度中に実施	H20 0.69 億円 H21 0.87 億円 H22 0.87 億円	・中央図書館で受け入れることにより、運営の効率化が図れる ・年間入館者数が約65万人の中央図書館の中で事業を実施する方が、多くの府民に提供し得る ・府立図書館として、市町村立図書館、大学図書館等と連携を強化し、一般図書や専門図書の収集範囲を再整理するなど、今後のあり方の検討が必要
	27	中之島図書館 (教育委員会、大阪市)	M37	直営	<b>【運営の一層の効率化】</b> ・施設管理の一層の効率化 ・蔵書の整理や受け入れのための環境整備により、ドーンセンターや文化情報センターなどの図書を集約	可能なものから順次実施	H20 0.12 億円 H21 0.16 億円 H22 0.16 億円	都心部での立地という利便性を有する府立図書館として、市町村立図書館、大学図書館等と連携を強化し、一般図書や専門図書の収集範囲を再整理するなど、今後のあり方の検討が必要

区分	番号	施設名 (所管部局、所在地)	開設	管理者	見直しの方向性	実施時期	効果額(一般財源)	理由
その他	28	健康科学センター (健康福祉部、大阪市)	H13	指定	<b>【機能縮小】</b> ・フィットネス・展示施設の廃止 ・健康づくり技法の研究・開発等の対象分野の重点化とあわせて、健診事業も内容・規模を精査	可能なものから順次実施	H20 0.24 億円 H21 0.75 億円 H22 0.75 億円	・府民の健康づくりを支援する観点から、健康づくり技法の研究・開発等の対象分野を重点化、健診事業も内容・規模を精査して実施 ・フィットネスは、民間等でも実施されており廃止。なお、運動処方の効果検証は民間施設等との連携により実施 ・展示施設については、インターネット等での情報発信による府民啓発に移行

※ 効果額は、事務事業見直しによる削減見込み額(管理費等)のみ反映

[効果額(一般財源)合計]
・H20 年度: 4.00 億円
・H21 年度: 6.68 億円
・H22 年度: 8.29 億円

# 主要プロジェクト

## 主要プロジェクトの点検

### ○基本的な視点

りんくうタウン、箕面森町（水と緑の健康都市）及び泉佐野コスモポリスの検証結果等を踏まえ、主要プロジェクトについては、事業着手後であっても以下の視点で絶えず点検し、見直す。

- 社会情勢の変化を踏まえた今日的な政策的意義があるかどうか
- 関係者間で適切な責任分担がなされているかどうか
- 需要と採算性の確保が厳しく見極められているかどうか

### ○点検の基準

- （1）府の関与の必要性和範囲
- （2）適切な需要調査と事業収支の見通し
- （3）財政状況に応じた徹底的なコスト縮減

## 主要プロジェクトの点検

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般財源)	進捗状況(H19末時点)	点検の結果
1	<p><b>箕面森町(水と緑の健康都市)</b></p> <p>事業主体：大阪府 事業費：約985億円 ＜府負担750億円＋保留地処分金168億円＋国費等67億円＞</p> <p>第一区域(PFI区域)：752億円＜府支出692億円＞ 第二区域：－ 第三区域：88億円＜府支出81億円＞</p> <p>位置：箕面市 事業期間：H8～H27 計画面積：約314ha</p> <p>【府関連事業】 〔第三区域〕アクセス道路 ：止々呂美吉川線（第三区域～現道国道423号） 64億円＜府支出32億円＞</p>	<p>〔第一区域〕 437億円 (150億円)</p> <p>※箕面有料 道路負担金 145億円は 別途支出済 み</p> <p>1億円 (0.7億円)</p>	<p>〔第一区域〕 255億円 (255億円)</p> <p>【内訳】 255億円 ＋国費等31億円 ・残工事 131億円 ・PFI義務額 107億円 ・その他 48億円</p> <p>〔第三区域〕 81億円 (81億円)</p> <p>31億円 (17億円)</p>	<p>事業進捗率 55% (事業費ベース)</p> <p>〔経過〕 ⑮見直し案による都市計画、事業計画を変更 ⑰第一区域PFI事業の契約締結 ⑲第一区域主要幹線道路開通、 保留地販売、 仮換地の使用収益開始 ⑳小中一貫校開校</p>	<p>・第一区域は、引き続き事業の完成を目指す。但し、財政状況に鑑み、住民生活に最大限配慮しつつ、工事の実施時期を精査。</p> <p>・第二区域は、民間地権者により開発。</p> <p>・第三区域（施設誘致地区）は、新名神高速道路の残土受入に伴い西日本高速道路(株)が粗造成を実施。府は当該区域の施設立地計画及び保留地等の処分可能性・採算性等を精査の上、粗造成の概成が見込まれる平成24年度末に基盤整備工事の実施について判断。</p>
2	<p><b>彩都(国際文化公園都市)</b></p> <p>事業主体：独立行政法人都市再生機構（UR） 事業費：約3,650億円＜区画整理事業として府の支出はない＞</p> <p>位置：箕面市、茨木市 事業期間：H6～H24 計画面積：約742ha</p> <p>【府関連事業】 ・モノレール656億円＜府支出105億円＞ ・茨木箕面丘陵線170億円＜府支出85億円＞ 〔うち中部地区アクセス道路：岩阪橋梁（暫定2車線） 17億円＜府支出8.5億円＞〕</p>	<p>－</p> <p>88億円 (22億円)</p>	<p>－</p> <p>102億円 (27億円)</p>	<p>〔経過〕 ⑰西部地区グランドオープン ⑱モノレール（阪大病院前～彩都西）開通</p>	<p>・中部地区は、独立行政法人都市再生機構（UR）が土地区画整理事業を実施。西部地区から中部地区へのアクセス道路である岩阪橋梁の建設については、提案型市場調査の結果を踏まえて行われるURの整備に合わせ、府が実施。</p> <p>・東部地区は、土地区画整理事業の施行者であるURをはじめとする関係者による協議を継続。</p>

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般財源)	進捗状況(H19末時点)	点検の結果
3	<p><b>新名神高速道路(府関連道路)</b></p> <p>【箕面IC～高槻ICの概要】            事業主体：西日本高速道路(株)            事業費：約3,900億円            位置：池田市、箕面市、豊能町、茨木市、高槻市            事業期間：H11～H30            延長：約20km(暫定4車線)</p> <p>【府関連事業】            [箕面IC] 止々呂美吉川線(現道国道423号～箕面IC)            40億円&lt;府支出20億円&gt;            [茨木北IC] 大岩線(茨木北IC～茨木亀岡線)            75億円&lt;府支出34億円&gt;            [高槻IC] 高槻東道路(高槻IC～枚方高槻線)            356億円&lt;府支出166億円&gt;</p>	—  4億円 (2億円)	—  216億円 (119億円)	用地買収着手  [経過] ⑩施行命令(箕面～神戸) ⑪施行命令(高槻～箕面) ⑮抜本的見直し区間(当面着工しない区間)に指定(大津～城陽、八幡～高槻) ⑰全区間で事業許可	・新名神高速道路のインターチェンジへのアクセス道路は、府全体の道路整備との整合を図りつつ、暫定整備など事業費の縮減に努め、新名神高速道路の供用開始に合わせ、必要不可欠の事業を実施。
4	<p><b>阪神高速大和川線</b></p> <p>事業主体：阪神高速道路(株)、大阪府、堺市            事業費：約4,464億円            (府施行街路事業825億円&lt;府支出275億円&gt;            堺市施行街路事業795億円            阪神高速道路会社施行2,844億円)</p> <p>位置：堺市、松原市            事業期間：H11～H26            延長：約9.7km(4車線)</p> <p>【府関連事業】            [三宅西IC、天美IC] 大阪河内長野線、堺松原線            104億円&lt;府支出47億円&gt;</p>	65億円 (37億円)  19億円 (11億円)	210億円 (118億円)  28億円 (15億円)	用地買収率100% 全線工事発注済  [経過] ⑪都市計画事業の承認 ⑯都市計画事業認可(事業区分の見直しにより、一部区間に府の街路事業を導入) ⑰都市計画事業認可(府施行区間の確定)	・阪神高速道路の供用開始予定(平成26年度)に合わせ、コスト縮減に努めつつ事業を実施。

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般財源)	進捗状況(H19末時点)	点検の結果
5	<p><b>安威川ダム</b></p> <p>事業主体：大阪府            事業費：約1,370億円            （治水1,137億円＜府支出512億円＞            利水 233億円＜府支出147億円＞）            位置：茨木市            事業期間：S51～H20代半ば            ダム高：76.5m</p> <p>【府関連事業】            地域整備事業、生活再建対策等            181億円＜府支出176億円＞</p>	344億円 (22億円)	315億円 (29億円)	用地買収率 99% 付替道路事業進捗率 70%	・安威川ダムの治水効果、他の治水対策手法との費用比較、事業の進捗状況等を改めて確認し、ダムとしての事業継続は妥当と判断。(財政状況に鑑み、平成21年度の本体着工を見送り。)
6	<p><b>榎尾川ダム</b></p> <p>事業主体：大阪府            事業費：約128億円(内府支出64億円)            位置：和泉市            事業期間：H3～H20代半ば            ダム高：43m</p>	18億円 (2億円)	46億円 (5億円)	用地買収率 92% 付替道路事業進捗率 30%	・榎尾川ダムの治水効果、他の治水対策手法との費用比較、事業の進捗状況等を改めて確認し、ダムとしての事業継続は妥当と判断。(財政状況に鑑み、平成20年度の本体着工を見送り。)
7	<p><b>阪南港阪南2区整備事業</b></p> <p>事業主体：大阪府            事業費：約1,040億円(一般会計304億円、特別会計735億円)            位置：岸和田市            事業期間：H10～未定            埋立面積：約139ha            （うち優先的整備区域(77.7ha)            540億円(一般会計69億円、特別会計471億円)            &lt;府支出506億円&gt;）</p>	378億円 (2億円)	128億円 (1億円)	事業進捗率 74% 用地竣工進捗率 45% 第一期製造用地 87%受付済  〔経過〕 ⑱清掃工場(供給処理施設用地)稼働開始	・採算性確保のため、優先的整備区域(77.7ha)を対象に公共事業の建設残土により埋立てを進め、土地需要動向等を見極めつつ、基盤整備を実施。

番号	プロジェクト概要	府支出 執行済額 (一般財源)	府支出 未執行額 (一般財源)	進捗状況(H19末時点)	点検の結果
8	<b>大阪モノレール(門真以南)</b> 事業主体： 建設主体：大阪府等（インフラ部）、未定（インフラ外部） 運行主体：未定 事業費：未定 位置：門真市以南 事業期間：未定	—	—		・将来構想として、地元市等とも連携しながら、需要と採算性を見極めていく。
9	<b>おおさか東線(大阪外環状線鉄道)</b> 事業主体： 建設・保有主体：大阪外環状鉄道㈱ 運行主体：西日本旅客鉄道㈱ 事業費：約1,197億円<内府支出約321億円> 位置：大阪市、東大阪市、八尾市、吹田市 事業期間：H8～H23 延長：20.3km（新大阪駅～久宝寺駅）  <b>【府関連事業】</b> <b>【東大阪地域】</b> 連続立体交差事業 164億円<府支出30億円>	139億円 (9億円)          26億円 (26億円)	182億円 (—)          4億円 (2億円)	<b>【経過】</b> ⑱野江駅～放出駅の用地調査着手 ⑲放出駅～久宝寺駅開通	・現施工区間（新大阪～放出間）については、事業主体である大阪外環状鉄道㈱の採算性確保を前提として、西日本旅客鉄道㈱をはじめとする関係者との適切な責任分担の下、府の財政負担増を招かないよう、事業費の抑制に努める。




### ◆ 3 プロジェクト等の検証

#### 1 りんくうタウン

##### 計画立案段階

- 関空の機能を支援補完する事業として計画。
- S62年1月：公有水面埋め立て免許取得（埋立面積318.4ha 事業費1,709億円）
- 計画後も周辺地価が高騰し、企業の高い投資意欲と十分な採算性の見通しを背景に、土地利用計画委員会報告（H元年3月）などに基<sup>づ</sup>き、高度なインフラ整備を計画し、事業費が5,500億円に増大。（共同溝、マーブルビーチ、人工地盤、地域冷暖房、廃棄物真空輸送等の工事費の増）

##### バブル崩壊後の対応

- H2年 8月：21区画に54グループ分譲申込（131万円/㎡）  
H2年 12月：15区画に15グループの進出企業の決定（残り6区画は選考のみ）  
  
契約し手付金を徴した7グループ（駅北側7区画）から分譲代金の支払延期、未契約の8グループ（駅南側8区画）から契約締結の延期願い
- H6年9月の関空開港に向け、暫定利用や外資系企業誘致などに努力。その後2度の事業見直しも実施したが、H12年の包括外部監査による指摘まで、不採算となることを前提とした対応策を策定せず。  
H7年見直し ⇒ 7,403億円（開発期間延長に伴う起債利息増等）  
H11年見直し ⇒ 6,432億円（金利低下に伴う起債利息等の減等）  
いずれも収支均衡を前提とした事業見直し
- H13年 事業計画の抜本の見直し。  
⇒ 分譲価格引き下げ。財源不足額は一般会計、概成事業の利益等により対応。  
事業費 H13年見直し 6,203億円（財源不足 1,941億円）  
H15年見直し 5,900億円（財源不足 1,745億円）

#### 【教訓】

- ① 企業の高い投資意欲と地価高騰による採算性の見通しを背景に、収入を前提とした過大な基盤整備を行ってきた。
- ② 空港支援目的と、そのための限られた工期設定のため、工事計画（護岸、埋立、インフラ）は、段階的整備などリスクを想定したものとなっておらず、結果的にバブル崩壊時においても大幅な計画見直しや工事費の削減はできなかった。
- ③ バブル崩壊後も関空開港のイパ<sup>ク</sup>への過度の期待があり、地価の下落が続く中でも抜本的な見直しが遅延した。
- ④ 当初は十分な採算性が見込まれ、有利子により資金調達したことにより、事業の長期化による金利負担が、採算面で大きなマイナス要因となっている。
- ⑤ 法令、規則に基づく会計処理ではあるが、決算書上では毎年度の損益計算を実施しない（事業完了が見込める段階で初めて損益に計上）ため、正確な経営状況の把握が遅延。

#### 【府の負担（ロス）】

- \* 一般会計による対応
- ・ 公共用地有償移管（公園・道路等）643億円
- ・ 一般会計施工（公園整備等）205億円
- \* 概成事業の利益等を財源不足に充当。  
1,745億円

## 2 箕面森町（水と緑の健康都市）

### 計画立案段階

○昭和52年：余野川ダム計画公表。（建設省）  
→ 地元の反対と公的主体での周辺宅地開発の条件化

○H元年7月：府が住宅供給公社による土地取得を決定

⇒首脳部会議において方針決定  
基礎的な調査（収支・環境等）が不十分

○H2年5月：住宅供給公社が154ha（140億円）の土地を取得。

○H3年7月：企業局が事業主体に決定（H3年9月議会承認）

### バブル崩壊後の対応

○H8年2月：土地区画整理事業などの都市計画決定。

○H11年にオオタカの営業が発見され、H12年にオオタカ調査委員会を設置。  
その報告提言により、オオタカの保全策や収支採算性を見直し、当初計画を縮小。

事業費 H9年2,011億円 → H13年985億円

- ・宅地造成区域は現在造成中の工区のみ縮小
- ・都市計画道路網の整備 など



H14年、企業会計から分離し、公共事業として実施。

⇒ オオタカの保全や地価下落等により事業採算は完全にとれなくなり、公共事業による都市基盤整備となる。

### 【教訓】

- ① 余野川ダム計画を進めるため、国・箕面市から開発者の早期決定を迫られたこと、まとまった用地が合理的な価格で取得できる見通しがあったことから、性急に住宅公社による用地先行取得に踏み切っており、当初の調査が不十分であった。（企業局が事業主体になった後、改めて調査を実施）
- ② 区画整理計画時、地価下落傾向を想定しない等、採算面の検討が不十分であった。
- ③ 当初、住宅需要を調査せず計画されていた集合住宅（約2,000戸）は、需要動向に基づく見直しにより、戸建て住宅に変更された。この結果、土地の高度利用が困難となり、採算性を悪くする要因となった。

### 【府の負担（ロス）】

\*府費750億円投入

### 3 泉佐野コスモポリス

#### 計画立案段階

○関空開港のインパクトを活用し、新産業施設等の誘致・集積を図るため、第三セクター方式により進められた計画。

- ・S60年：推進機構設立
- ・S62年：(株)泉佐野コスモポリス設立  
(H3年に用地集約の目途が立ったとして事業実施会社に移行)

○計画予定区域の大半が「近郊緑地保全区域」に指定。

⇒ 整備可能施設の制限や60%以上の緑地の確保義務が課せられるなど、当初から採算性を脅かしかねない厳しい条件が存在。

#### バブル崩壊後の対応

○H3年12月から用地買収を開始し、H6年11月に終結。

用地取得費は、H3年の銀行団からの500億円の融資に加え、H4年に府が70億円融資。銀行団に対して、H3年は知事名・H5年は商工部長名の念書を提出し、府主導の意識を強くしている。

(株)泉佐野コスモには用地買収責任者不在で面積相違が生じるなど、執行体制に疑問。

○H5年12月：府の大規模開発意見情報交換会において開発事業に消極的な意見が大勢



○H7年7月：府と銀行団で清算に向けて関係者協議を進めることで合意

○H9年2月議会に、会社所有地を公共（府・泉佐野市）が購入するなどの事業処理案と関連予算案を提案。（否決・予算案修正）

○H9年9月：民事調停を申し立て。H10年4月臨時議会に民事調停案及び関連予算案を提出（可決）。民事調停の成立を踏まえ、H10年9月に会社を解散し、同年10月に特別清算手続きを終結。

#### 【教訓】

- ① 府としては民間のノウハウを活用するため、コーディネート役となっており、第三セクターへの職員派遣も行っていないことなどから、体制の曖昧さや実務執行上の責任者不在などの状況を的確に是正できなかった。（調停においても、出資者間で意識が食い違うなど、当初からリスク負担が明確になっていない。）
- ② 事業ありきで計画され、近郊緑地の指定に関する認識など事業計画に甘さがあった。  
⇒誘致の見通しは、調査報告書（関西情報C）等においても極めて不明確。
- ③ H3年12月事業化にあたり採算性を再検討すべきであったが、土地集約も進んでおり、見直しや中止などの判断に至らなかった。

#### 【府の負担（ロス）】

- ・用地取得  
130.5億円
- ・貸付金債権の放棄  
70億円
- ・出資毀損  
1.6億円
- など



**大阪府改革プロジェクトチーム**

〒540-8570 大阪市中央区大手前2丁目

TEL 06(6944)6130 / ファックス 06(6944)6075

メールアドレス zaisei-g03@sbox.pref.osaka.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.osaka.jp/zaisei/kaikaku-pt/fuan/index.html>